

目次

2025年 冬号 776号

年頭のごあいさつ

年頭のごあいさつ
大阪府中小企業団体中央会会長 野村泰弘…………… 2
年頭所感 中小企業庁長官 山下隆一…………… 3
年頭所感 大阪府知事 吉村洋文…………… 4
年頭所感 全国中小企業団体中央会会長 森 洋…………… 5

特集

第76回中小企業団体全国大会…………… 6
政策懇談・交流懇親会を開催…………… 8
令和6年度補正予算案
中小企業・小規模事業者等関連ポイント…………… 10
令和6年度補正予算「ものづくり・商業・
サービス生産性向上促進補助金」の概要…………… 12
中小企業省力化投資補助事業…………… 13

調査

大阪府中小企業労働事情実態調査結果（概要）…………… 14

組合情報

令和6年度秋の叙勲・褒章受章者…………… 21

大阪府中央会 お知らせコーナー

中小企業のためのサステナブル経営のススメ…………… 22
中小企業のDXと働き方改革…………… 24
「年収の壁」とは？…………… 26
大阪府委託事業「中小企業組合運営指導事業」…………… 28
決算関係書類、役員変更届、定款変更認可申請書等の
提出先変更について（重要）…………… 29
会員組合 組合員企業向けDXの取り組みについて…………… 30
令和6年度 小企業者組織化特別講習会を開催！…………… 32

年賀広告

広告掲載組合・企業…………… 33

共済制度

大阪府中小企業団体中央会各種共済制度のご案内…………… 47

中央会日記

大阪府中央会の行事予定…………… 54

特集

調査

組合情報

大阪府
中央会
お知らせ

各種
共済制度

年頭のごあいさつ

大阪府中小企業団体中央会会長

野村 泰弘



2025年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、元旦から能登半島地震の発生という痛ましいニュースによる幕開けとなり、自然災害の脅威を再認識させられることとなりました。また、経済面では、高水準の賃上げによる所得環境の改善や、設備投資の増加、インバウンド需要の堅調な推移等に伴い、景気は緩やかな回復傾向が見られるようになりました。

一方、多くの中小企業・小規模事業者においては、賃上げや設備投資の原資確保、原材料や諸物価の高騰、進まない価格転嫁、深刻な人手不足の問題など様々な経営課題を抱え、引き続き今年も厳しい状況が続くことが懸念されます。また、昨年10月の衆議院選挙により少数与党となった石破政権の今後の政策運営、さらに、新たなトランプ政権によるアメリカの経済動向にも十分注意していく必要があります。

こうした中、昨年11月に決定された政府の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」による各種支援策が迅速に実施され着実に効果が出て、物価高が克服され、賃上げ環境の整備と企業の生産性向上が進み、賃上げと投資が牽引する成長型経済が実現することを期待しております。

本会では、会員の皆様が直面している様々な課題からの脱却と、今後の持続的な成長・発展に向けた新たな事業活動に対し、これまで以上に積極的かつきめ細かな支援を実施してまいり所存です。

具体的には、中小企業・小規模事業者や中小企業組合が抱える様々な経営課題の解決と、持続的な成長に向けた新たな事業展開を図るため、ものづくり補助金や中小企業省力化投資補助金等の活用促進に向けた支援をはじめ、賃上げや価格転嫁への対応、人材の確保・育成、BCP策定やDX・AI（人工知能）の利用などを推進するため、これらを視野に入れた組合ビジョン・事業計画の策定、研修会等の開催を関係機関との連携のもと、支援してまいります。

また、会員の皆様への直接的な支援として、行政庁への届出書類作成、理事会、総会の運営相談、国・地方自治体による各種支援策の情報提供などを継続実施するとともに、巡回訪問等により積極的にニーズを掘り起こし、きめ細かな伴走支援を行ってまいります。

さらに、昨年策定した「中央会DX推進方針」に基づき、より多くの民間企業との連携のもと、会員組合、組合員企業のDXを積極的に推進するとともに、本会業務のDX化を図ることにより、会員サービスの充実・強化を図ってまいります。加えて、今年開幕する2025大阪・関西万博への本会出展企画「パワースポット IN OSAKA 中小カンパニー」を通して、会員組合、組合員企業の魅力を世界に向けて発信いたします。

これらの取り組みをより充実させるため、国及び地方自治体に対して中小企業・小規模事業者への支援強化に向けた各種要望活動を、全国中央会とともに行ってまいります。

本会におけるこうした各種取り組みが、会員の皆様の事業活動推進に繋がれば幸いです。

結びにあたりまして、会員の皆様が新年にあたり決意を新たにされ、我が国経済社会の発展と中小企業・小規模事業者の振興のため、ご精進いただくことをご期待申し上げますとともに、2025年が会員の皆様にとりまして大きな飛躍の年となりますようお祈り申し上げます、年頭のご挨拶といたします。

年頭所感

中小企業庁長官

山下 隆一



令和7年という新しい年を迎え、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

昨年は、元日の能登半島地震をはじめとする数多くの自然災害に見舞われた年でした。これらの災害で亡くなられた方々に改めて哀悼の意を表するとともに、被災されている方々に心よりお見舞いを申し上げます。中小企業庁といたしましては、引き続き、被災された事業者の皆様へ寄り添いながら、生業の再建に全力を尽くしてまいります。

さて、日本経済は、足下において企業の賃上げが加速しつつあり、国内投資も30年ぶりの高い水準になるなど、「潮目の変化」ともいべき兆しが見られています。この変化をしっかりと後押しすることで、デフレ経済から脱却し、成長と分配の好循環が力強く回っていく「賃上げと投資が牽引する成長型経済」へ移行できるのか、まさに今、正念場を迎えています。それを支えていくのは、日本の雇用の7割、付加価値の5割以上を占める中小企業・小規模事業者の皆様です。これからの日本経済が持続的な成長を果たすためには、まさに経済の骨格である中小企業・小規模事業者の皆様が主役となっていかなければなりません。

一方で、目下の中小企業・小規模事業者を取り巻く状況をみまると、物価高や人手不足といった数多くの課題に直面しています。業績の改善が伴わない中、人手を確保するための賃上げを迫られていると言われるように、依然として厳しい経営環境が続いています。

このような中でも、明るい兆しを全国に波及させ、好循環を継続するためには、中小企業・小規模事業者の皆様が活躍でき、物価高に負けない持続的な賃上げを実現できる環境を整えていくことが極めて重要です。

こうした認識のもと、中小企業庁としましては、中小企業・小規模事業者の賃上げ原資を確保するべく、「取引適正化の推進」「生産性向上支援」「成長投資支援」の3つを本年も強力に進めてまいります。

まず、中小企業庁は、公正取引委員会と連携し、本年も取引適正化の推進に全力で取り組みます。日本経済が転換期を迎えているにもかかわらず、昔ながらの取引構造やデフレ思考は日本社会に根強く染み付いています。「成長と分配の好循環」を達成するためには、価格転嫁対策を含む取引適正化をより一層強化していかなければなりません。具体的には、年に2回の「価格交渉促進月間」における「発注企業の交渉・転嫁の状況」の公表など、これまでの取組をより一層促進することに加え、下請法の改正や執行強化を実現してまいります。

こうした取組を通じて、中小企業にとって価格交渉・価格転嫁がしやすい環境を整備し、サプライチェーンの隅々まで取引適正化を浸透させてまいります。

また、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を強化するため、生産性の向上もより一層進めてまいります。特に、構造的な人手不足の中で「稼ぐ力」を高めていくためには、省力化投資による生産性向上が肝要です。そのため、昨年に引き続き、カタログから選ぶような簡易で即効性のある省力化投資支援を継続します。さらに、昨年の経済対策において、オーダーメイド形式も含めた全方位的な省力化投資支援が可能となる措置を行いました。現在も省力化投資補助金の随時公募を受け付けておりますので、ぜひご利用いただければと思います。

そして、コストカット経済から脱却の兆しを迎えている日本経済をさらに成長させていくためには、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の成長を促進することが大変重要です。

特に、売上高100億円を超える「100億企業」は、直接輸出額や域内仕入高が大きく、賃金も高いなど、国内投資や地域経済を牽引していくような存在です。この「100億企業」を目指すような経営者・企業について、成長の後押しを行っていくことは、変革の時代を迎えている日本経済の更なる発展に寄与するものと確信しています。

そのため、中小企業庁は、令和6年度補正予算において、①大胆な設備投資を支援する補助金の創設や、②官民ファンドを通じたリスクマネーの供給、③多様な経営課題に対する支援などを盛り込んだように、100億企業の創出に向けた大胆な取組を進めてまいります。

一方で、持続的な成長・賃上げには事業継続の下支えも必要です。特に、経営者の高齢化が進み、多くの中小企業・小規模事業者の皆様が「後継者不在」という課題に直面しているかと思えます。このような状況の中、貴重な経営資源を次の世代に引き継ぐ事業承継や、M&Aによる事業拡大は、経営者の若返りをもたらすことにより、これまでにないチャレンジを引き出し、生産性の向上や賃上げにもつなげられる重要な取組です。今後は、これまで講じてきた事業承継・引継ぎ支援策に加え、昨年8月に改訂した「中小M&Aガイドライン」を浸透・徹底し、中小M&A市場における健全な環境整備を進めてまいります。

さらに、多様な事業を創出し、地域の経済成長や雇用を支えている小規模事業者も、大変重要な存在であり、小規模企業振興基本計画の変更に向けた検討を進めてまいります。

また、本年は大阪・関西万博が開催されます。万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、世界中の来場者を出迎え、「未来社会の実験場」のコンセプトのもと、様々な最先端分野を発信・社会実装する機会となるものです。日本が世界の課題解決を主導して更なる発展の道筋を拓く契機として、その成功に向けて取り組んでまいります。

最後に、令和7年の干支である「巳年」は、一般に大きな変化や再生をもたらす年と言われていますが、とりわけ本年「乙巳（きのと・み）」は、努力を重ねて変化を繰り返しながら柔軟に発展していく年と言われています。中小企業・小規模事業者の皆様がこれまでのヘビー（巳）な環境を乗り越え「脱皮」を遂げ、新たなチャレンジへと踏み出し、成長を実現できるような環境を整えるべく全力を尽くしてまいります。

本年が、皆様にとって実りある年となるよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭所感

大阪府知事

吉村 洋文



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

いよいよこの4月、大阪・関西万博が開幕します。2018年の開催決定以降、大阪府・大阪市一体で、国や博覧会協会、経済界などと連携し、この国家プロジェクトの準備に全力を尽くしてきました。本年は、その集大成となる「万博イヤー」です。

万博では、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、世界が抱える様々な課題に対して、革新的な技術やアイデアなど、人類の叡智を結集し、解決への針路を示していく。そして、その成果を活かし、万博後も持続的に成長・発展し、世界に伍する大阪をつくり上げていく。これこそが、誘致段階から万博に携わってきた私の思いです。

「未来社会の実験場」となる万博会場では、まずは、世界最大級の木造建築物「大屋根リング」が皆様をお迎えます。そして、次世代の太陽電池と呼ばれる「ペロブスカイト太陽電池」や、空の移動革命として期待される「空飛ぶクルマ」、「言葉の壁」のない高度な自動翻訳サービスなどが展開されます。地元自治体として出展する「大阪ヘルスケアパビリオン」においても、自身の健康データを元に25年後の姿に出会える「ミライのじぶん」や、iPS細胞による「自ら動く心筋シート」、万博に向けて新技術開発などに取り組む、440を超える大阪の中小企業・スタートアップなどの技術力や魅力を発信します。皆様もぜひ会場で、これまで想像もしなかったような「未来社会」を感じてください。

万博の成功と、そのインパクトを活かした大阪の成長。これらを府民の皆様の安全・安心や豊かな暮らしの実現につなげていきます。行政として重要な使命は、府民の皆様の命と財産を守り抜くことです。頻発する自然災害へのソフト・ハード両面での対策や、新たな感染症の発生を想定した取組など、危機事象への対応力強化を図ります。あわせて、長引く物価高騰への対策や、人口減少局面にあっても市町村が将来にわたって行政サービスを安定的に提供できるよう、基礎自治機能の充実・強化に取り組めます。

人々の心に残り、明るい未来を切り拓く万博を実現する。全ての関係者の思いを一つに「万博イヤー」を駆け抜けます。そして、大阪を持続的に成長・発展させ、平時の日本の成長と非常時の首都機能のバックアップを担う「副首都・大阪」への確かな歩みを進めていきます。

本年も、府民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げますとともに、皆様にとって良い年となりますようお祈りいたします。

年頭に当たって

全国中小企業団体中央会会長

森 洋



明けましておめでとうございます。令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、元日の能登半島地震、8月の集中豪雨等、自然災害に見舞われる年となりました。被災者の方々には心よりお見舞い申し上げますとともに、全国中小企業団体中央会といったしましても自然災害の復旧・復興支援に引き続き全力で取り組んで参ります。

さて、国内経済に目を向けますと、深刻化する人材不足、持続的な賃上げ、労務費等の価格転嫁の遅れ、事業承継問題など、中小・小規模事業者を取り巻く経営環境は、厳しい状況に直面しております。

こうした中で、昨年10月24日に福井県福井市で開催した第76回中小企業団体全国大会では、全国各地から中小企業団体の関係者約2千名が参集し、

- I. 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充
- II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進
- III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

の実現に向けて、組合関係者の皆様と共に取り組んでいくことを決議し、その実現に向け精力的に陳情活動を行って参りました。

その結果、大会決議の主な要望事項が、令和6年度補正予算等による「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に盛り込まれたところであり、その早期かつ速やかな実行に向けて、本会においても施策の広報と活用促進に努めております。

地域の人口減少に加え地域課題が多様化・複雑化することを踏まえつつ、物価高を上回る賃上げ、デジタル化の推進、ものづくり補助金や省力化投資補助金による生産性向上、リスクリング等の「人への投資」、外国人育成就労制度・特定技能制度への対応、事業承継・事業引継、大阪・関西万博などの最重要事項については、連携組織による知恵と力の結集により解決を図ることが必要です。今年も、会員の皆様との連携を一層強化し、伴走支援を図って参ります。

結びに、令和7年の乙巳の年は「努力を重ね、物事を安定させていく」といった意味合いをもつ年とされています。本年が、中小企業組合と中小・小規模事業者の皆様のご成長へのご努力が実を結ぶ年となりますことを心よりご祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。

令和7年元旦

「第76回中小企業団体全国大会」 福井県・フェニックスプラザで開催

第76回中小企業団体全国大会が、10月24日(木) 福井県フェニックスプラザにて、「つながる ひろげる 連携の架け橋」をテーマに、全国から中小企業団体の代表者約2,000名を集めて盛大に開催されました。



大会概要

今年度の全国大会は、大阪府中央会からは、野村会長はじめ、総勢137名が参加しました。近畿ブロックでは、第70回大会(京都府)以来6年ぶりの開催となり、また、この度の能登半島地震の被災地の一つである福井県へのエールを込めて参加者を募ったところ、非常に多数の会員の皆さまにご参加いただき感謝申し上げます。

大会では、まず、武藤経済産業大臣及び福岡厚生労働大臣からのビデオメッセージが披露されるとともに、中村福井県副知事、西行福井市長、関根株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長より祝辞が述べられました。

その後、稲山福井県中央会会長が議長に、野村大阪府中央会会長、伊藤広島県中央会会長がそれぞれ副議長に選任されて議事が進行し、「中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充」、「中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備」など14項目が決議されました。

続いて、櫻井熊本県中央会会長が意見発表を行い、本大会の意義を内外に表明するため、若山福井県中小企業団体青年中央会会長が「大会宣言」を高らかに宣しました。

大会宣言後に表彰式に移り、本会からは大阪ステンレス商工協同組合が優良組合として、また、大阪府テントシート工業組合の榎山理事長、全日本ブラシ工業協同組合の佐野理事長が組合功労者として表彰されました。

第76回中小企業団体全国大会決議項目



※詳細は全国中小企業団体中央会ホームページ全国中央会からのお知らせ「第76回中小企業団体全国大会」を開催〉決議に掲載されています。 <https://www.chuokai.or.jp/index.php/10991/>

I. 中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充

1. 急激な事業環境変化への対応、経営課題解決に向けた支援の拡充強化
2. 成長促進、持続的発展に向けた支援の拡充強化
3. 中小企業団体中央会の支援体制・予算の抜本的拡充、中小企業組合制度の活用拡充・運用改善
4. 強靱かつ活力ある地域経済社会の実現、持続可能な地域振興

II. 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 人材育成・確保・定着対策
2. 中小・小規模事業者に配慮した働き方改革と社会保険制度の構築
3. 育成就労制度への円滑な移行の推進

III. 中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充
2. 中小企業・組合税制の拡充
3. 中小製造業等の持続的発展の推進
4. エネルギー・環境対応への支援の拡充
5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充
6. サービス業支援の強化・拡充
7. 官公需対策の強力な推進

『大阪府中央会関係受章者』(順不同・敬称略)

- 〈優良組合表彰〉 大阪ステンレス商工協同組合 (北 雅久 理事長)
 〈組合功労者表彰〉 樫山 宗嗣 (大阪府テントシート工業組合 理事長)
 佐野 晃 (全日本ブラシ工業協同組合 理事長)

〈優良組合表彰〉



大阪ステンレス商工協同組合
(北 雅久 理事長)

〈組合功労者表彰〉



大阪府テントシート工業組合
(樫山 宗嗣 理事長)

〈組合功労者表彰〉



全日本ブラシ工業協同組合
(佐野 晃 理事長)

なお、第77回中小企業団体全国大会は、令和7年11月12日(水)に、広島県広島市で開催されます。全国の中小企業間相互の団結と、大阪府中央会会員間の交流を深めるため、会員皆さま方の多数のご参加を心よりお待ち申し上げます。

政策懇談・交流懇親会を開催 全国中小企業団体中央会・全国中小企業政治協会



開会挨拶
全国中小企業団体中央会
森会長



要望
全国中小企業団体中央会
佐藤専務理事



最高顧問
甘利前衆議院議員



座長
山際衆議院議員

11月20日(水)、都内ホテルにおいて、中小企業連携政策推進議員懇話会(一中央会一国会議員で構成)との政策懇談・交流懇親会が開催されました。

会議には、甘利明前衆議院議員、山際大志郎衆議院議員、赤澤亮正経済再生担当大臣をはじめ、逢沢一郎衆議院議員、上野賢一郎衆議院議員、福田達夫衆議院議員、小林鷹之衆議院議員の同議員懇話会の役員、国会議員等26名が出席しました。

森会長の開会挨拶の後、甘利明座長より、山際大志郎衆議院議員を後任の座長に指名されるとともに最高顧問として引き続き活動していく旨の挨拶が行われました。続いて、山際新座長より、就任の挨拶が行われた後、佐藤専務理事が、令和7年度中小企業対策予算・税制改正要望について要望を行いました。

中小企業者及び中小企業組合等に関する重点要望

令和6年11月20日

全国中小企業団体中央会 会長 森 洋

中小企業・小規模事業者は、これまで幾多の困難に見舞われてきたが、そのたびに中小企業組合等に力を結集して困難を乗り越え、地域経済を支えてきた。

我が国経済は今、デフレからの完全脱却と成長型経済への移行に向け、100兆円を超える設備投資や過去30年で最高水準の賃上げなど「潮目の変化」を迎えている。こうした成長型経済の実現に当たっては、官民を挙げて、設備投資の増加、労働力の確保、省力化投資等の生産性向上に取り組むことが重要である。特に中小企業は、いわゆる防衛的な賃上げから戦略的な賃上げへの転換とともに、最低賃金引上げの高い目標への対応が求められている。依然厳しい経営環境下にある多くの中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等がこうした課題へ対応するため、以下の各項目について、国等の中小企業・連携組織対策に反映されるよう、これまで以上に規模と内容を充実させ、的確かつ確実に実行されたい。

1. 中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けた支援の拡充強化

●「ものづくり補助金」について

- 中小企業・小規模事業者にとって、生産性向上に繋がる設備投資等への後押しとなっており、依然として事業者のニーズが高いことから、事業実施期間が継続的に確保され、切れ目のない支援ができるよう、本事業が複数年度にわたり安定的に実施できるようにすること。(交付金化：3年間、3,000億円)
- 付加価値をより一層高めるためにはオーダーメイド枠の設備投資やシステム改修が必要となることからオーダーメイド枠の増枠を行うこと。(700億円⇒1,500億円)
- 収益納付基準の解除や、給与支給総額確認等、複雑な返還要件確認について簡素化を図り、よりわかりやすい制度となるよう、見直しを行うこと。

●「省力化投資補助金」について

- IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製

品の導入支援を継続して措置すること。

●「IT補助金」について

- DX推進、デジタル化の強化を図るため継続して措置すること。
- デジタル化に資するシステムの導入、改修及び設備投資等の取組支援に対し、補助金額及び補助率の引き上げ等の拡充を図ること。
- デジタル化を推進するために必要な中核的人材の確保・育成及びデジタルの導入から効果の検証等を一貫して支援する専門家派遣に対する助成などの支援策の拡充。

●中小企業の成長促進について

- 成長志向の中小企業による成長投資を後押しすること。
- 設備投資や販路開拓、人材の確保・育成、官民連携による伴走支援など包括的な支援を行うこと。
- 中小企業の財務基盤を強化する「法人税率の軽減措置」、設備投資を後押しする「中小企業投資促進税制」・「中小企業経営強化税制」を延長・拡充すること。

●組合の新規設立を促進し、連携組織の挑戦や課題にきめ細やかな伴走型支援を推進する中小企業団体中央会が行う「中小企業等連携組織対策事業」について

- 組織化の効果を実効あるものとするための各種施策と予算措置の拡充・強化。
- 複数年度にわたる組合員の稼ぐ力の向上を目指した共同事業確立や地域振興・再生に係る事業、団地組合等の再整備・再開発等に係る支援策の強化。
- 事業承継・引継ぎ、BCP・BCM、地域振興・再生等の推進における積極的活用、組合等連携組織による推進に向けた必要な支援策の強化。

●事業承継者・後継者に対する育成機会の提供、支援策の周知・相談体制の充実・強化について

- 支援事業実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の状況を把握している組合等連携組織や金融機関等を活用すること。
- 円滑な事業承継を推進するため、「事業承継税制特例措置」の延長・恒久化、「事業承継・引継ぎ補助金」等を拡充すること。

2. 強靱かつ活力のある地域経済の実現、持続可能な地域振興

●能登半島地震や豪雨の被災事業者等の経営再建について

- なりわい再建支援補助金、商店街等補助金などの各種補助金等について、引き続き来年度以降も措置を継続すること。
- 有事における事業継続や迅速な復興のため、組合等連携組織を活用したBCP・BCMの取組み、危機管理体制の整備に対する支援措置の拡充。

●急激なエネルギー価格高騰により経営環境が厳しい地域の中小企業・小規模事業者への対策について

- 急激な電気・ガス、燃料価格の高騰等に対する適時の対策を講じること。
- 物価高騰が収束するまでの間、地域の実情に応じた経済対策を着実に継続して実行していくための「地方創

生臨時交付金」の大幅な増額と長期的な予算措置を講じること。

- ①特別高圧の共同受電を実施する工業団地等の中小企業組合及び組合員を地方創生臨時交付金の拡大により、低圧・高圧電力契約者と同様に支援の対象とすること。
- ②負担が大きい業界や地域の実情に沿った加重支援を実施すること。

●特定地域づくり事業協同組合の設立推進及び持続可能な運営の仕組みを確立について

- 特定地域づくり事業推進交付金で措置される「派遣職員人件費」や「事務局運営費」への財政支援の拡大、市町村が負担する財源確保予算の拡充を図ること。
- 設立や運営に係る中央会の伴走型支援に対する予算措置の追加又は補助対象化とすること。
- 組合立上げ期における非課税措置や繰越処理を可能とする特例措置を講じること。
- 労働者派遣法等における制限に対する立法趣旨に鑑みた適用除外措置を講じること。

3. 中小企業・小規模事業者に対する金融施策の拡充

●事業継続に必要な金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長、借入金の返済負担の軽減を図るなど、切れ目のない支援の継続を実施するとともに、各種支援窓口の充実・強化、手続きの簡素化を図ること。

●大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や債務の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。

4. 中小企業に配慮した働き方改革と労働環境改善

●建設業及び運送業における、取引適正化及びDX等の推進のための支援拡充を行うこと。

●社会保険料については、これ以上過度な負担とならないよう、中小企業・小規模事業者への負担軽減のための「年収の壁・支援強化パッケージ」の強化・拡充を講じること。

特に、財源の拡充、業務改善助成金等の支給要件の緩和、申請書の簡略化等を講じること。

●雇用保険二事業の財源が逼迫していること、また、中小企業事業主の保険料負担が大きいことから、健全な財政運営ができるよう一般会計からの繰り入れを行うこと。

5. 官公需対策の強力な推進

●物価高に負けない賃上げの実現のため、官公需においても価格転嫁を推進するとともに、予算額についても大幅な拡充を行うこと。

●少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。(例：工事契約250万円⇒500万円)

令和6年度補正予算案 中小企業・小規模事業者等関連ポイント

1. 持続的な賃上げを実現するための生産性向上・省力化・成長投資支援

〈基本的な課題認識と対応の方向性〉

- 物価高や、構造的な人手不足等、厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者の“稼ぐ力”を強化するため、予算・税・制度等の政策手段を総動員して支援。これらを通じ、賃上げ原資を確保し、持続的な賃上げにつなげる

1. 生産性向上支援の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金）

【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

- 中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援
- 例えば、以下の措置拡充を実施
 - ・最低賃金近傍の事業者に対する支援として、補助率を1/2→2/3に引上げ（ものづくり補助金、IT導入補助金）
 - ・設備投資や取引実態等に合わせ、補助上限・枠・要件見直し（ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金、事業承継・M&A補助金等）などを実施し、より使い勝手のよい、政策効果の高い支援制度に見直し。具体的には以下の見直しを実施

（ものづくり補助金）

- ▶製品・サービス高付加価値化枠について、従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に、補助上限を引上げ

賃上げ動向を踏まえ、賃上げ要件、運用等を見直し など

（IT導入補助金）

- ▶セキュリティ枠の補助上限引上げ・要件見直し、汎用ツール・導入後支援の補助対象化 など

（小規模事業者持続化補助金）

- ▶経営計画の策定に重点化し、枠の整理等、制度を簡素化（通常枠、創業枠等に再編等）

（事業承継・M&A補助金）

- ▶PMIを後押しするためのPMI推進枠の創設や、早期承継促進のための枠再編（事業承継促進枠への改変等）、M&Aのトラブル防止に資するDD費用の支援拡充や100億企業創出加速化を図るための補助上限の引上げ

2. 新事業への進出にかかる支援の推進（新事業進出補助金の創設）【既存基金の活用（1,500億円規模）】

- 中小企業・小規模事業者の成長につながる新事業進出・事業転換を重点的に支援するための新たな支援措置を創設

要件：企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦（新規性）や賃金要件 等
補助対象経費：建物費・機械装置費・システム構築費・技術導入費・専門家経費 等

3. 成長支援の新設・強化

●中小企業成長加速化補助金の創設【3,400億円（生産性革命推進事業）の内数】

意欲ある中小企業・小規模事業者の飛躍的成長を実現するため、売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や中小機構による多様な経営課題（M&A・海外展開・人材育成等）への支援等を創設

要件：売上100億円を目指すビジョン・潜在力、賃金要件 等

補助対象経費：建物費・機械装置費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費

●中堅・中小成長投資補助金の拡充【1,400億円、新規3年3,000億円】

地方においても持続的な賃上げを実現するため、地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応するために行う工場等の拠点の新設等の大規模投資を実施することを支援するとともに、大企業から経営人材を受け入れる中堅・中小企業に対する給付金を拡充し、着実な事業成長等を実行可能な経営体制の整備を促進

●100億企業育成ファンド出資事業【30億円】

中小機構出資ファンドを通じ、売上高100億円超を目指す中小企業等へリスクマネー供給を実施

4. 省力化投資支援の運用改善

- オーダーメイド形式も幅広く対象となる省力化投資支援の新設、カタログ形式の省力化投資支援の運用改善など、全方位型の省力化投資支援へ再編【既存基金の活用（3,000億円規模）】

2. 価格転嫁対策の強化

〈中小企業取引対策事業〉【8.3億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ調査等により、中小企業・小規模事業者の取引適正化を推進

3. 資金繰り支援、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援

〈日本政策金融公庫による資金繰り支援〉【既存予算の活用】

- 日本公庫等の通常資本金劣後ローンの要件を見直し、成長志向の中小企業を後押し（省力化投資に取り組む事業者を対象に追加、金利水準の引き下げ、貸付限度額の拡充）
- 加えて、下記の資金繰り支援を実施
 - ・ コロナ特別貸付を終了し、当該貸付の借換等への対応を目的とした制度（基準金利）を創設
 - ・ 物価高騰の影響を受けた事業者へのセーフティネット貸付の金利引下げ措置（▲0.4%）を継続
 - ・ 賃上げに取り組む場合の金利低減措置（賃上げ貸付利率特例制度）を継続
 - ・ 令和6年能登半島地震特別貸付等、能登半島への資金繰り支援の継続

など

〈信用保証協会による資金繰り支援〉【既存予算の活用】

- 民間金融機関のプロパー融資と組み合わせた協調支援型の信用保証制度を創設し、3年間に限り保証料補助を実施（制度創設1年目に利用した場合は1/2、制度創設2年目は1/3、制度創設3年目は1/4等）
- 物価高等の影響を受ける事業者への経営改善・再生支援を強化するための経営改善サポート保証を継続

〈経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の拡充〉【既存予算の活用+61億円の内数】

- 早期経営改善計画策定支援事業を通じた金融機関による経営改善支援の拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充（法人破産及び経営者保証ガイドライン手続に係る各種手続費用・専門家費用等）

4. 中小企業・小規模事業者活性化（相談体制強化等）【203億円】

〈事業環境変化対応型支援事業〉【112億円】

- 商工会・商工会議所等への専門家の派遣等、よろず支援拠点へのコーディネーター増員等による相談体制強化。インボイスに係る課題解決に向け相談受付窓口設置

〈中小企業活性化・事業承継総合支援事業〉【61億円】

- 事業再生等計画策定支援、事業承継・事業引継ぎ支援のため、中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターの体制を拡充
- 中小企業活性化協議会を通じた再チャレンジ支援の拡充【再掲】

5. 災害からの復旧・復興【223億円】

〈令和6年能登半島地震等の切れ目ない復旧支援の継続〉【213億円】

能登半島をはじめとする被災地域の速やかな復旧及び復興を支援するため、なりわい補助金（令和6年能登半島地震等、令和2年7月豪雨）、グループ補助金（令和3年・令和4年福島県沖地震）等を措置

〈地方公共団体による小規模事業者支援推進事業の拡充〉【10億円】

局激指定災害に関する自治体連携型補助金について、補助対象拡大（中小企業の対象化、施設建替の対象化）するとともに、補助上限を5億円まで引き上げ

令和6年度補正予算 「ものづくり・商業・サービス生産性 向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件**を見直し。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分**を見直し、**補助金上限額**を一部拡充。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例**を創設。

予算額	令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数																				
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</p> <p>②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</p> <p>③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</p> <p>④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>																				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。</p> <p>※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。</p> </div>																				
支援内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">製品・サービス高付加価値化枠</th> <th style="text-align: center;">グローバル枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化</td> <td>海外事業の実施による国内の生産性向上</td> </tr> <tr> <td>補助上限額</td> <td> 5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円) </td> <td>3,000万円 (3,100万円～4,000万円)</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2"> 大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、②事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 </td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>中小企業1/2、小規模・再生2/3</td> <td>中小企業1/2、小規模2/3</td> </tr> <tr> <td>(特例措置)</td> <td colspan="2"> 最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く））。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること </td> </tr> </tbody> </table>				製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上	補助上限額	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)	(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、②事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準		補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3	(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く））。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること	
	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠																			
概要	革新的な新製品・新サービス開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上																			
補助上限額	5人以下 750万円 (850万円) 6～20人 1,000万円 (1,250万円) 21～50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	3,000万円 (3,100万円～4,000万円)																			
(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ。上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。下記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務あり。） ①給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、②事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準																				
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3																			
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く））。 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること																				
補助対象経費	<p>〈共通〉機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p>〈グローバル枠のみ〉海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>																				
その他	収益納付は求めない。																				

●ものづくり補助金ポータルサイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



中小企業省力化投資補助事業

(中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和6年に再編)

■事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。

これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

■事業概要

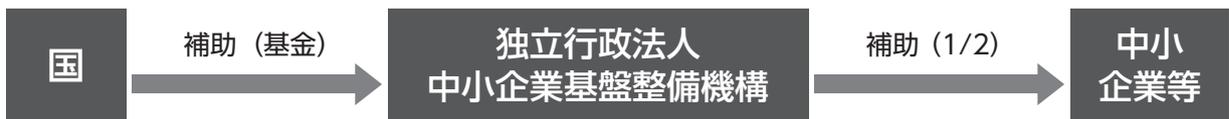
(1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

(2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額	※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 6～20人 21人以上	200万円 (300万円) 500万円 (750万円) 1,000万円 (1,500万円)	1/2
一般型	5人以下 6～20人 21～50人 51～100人 101人以上	750万円 (1,000万円) 1,500万円 (2,000万円) 3,000万円 (4,000万円) 5,000万円 (6,500万円) 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ (小規模・再生事業者は除く。)

●中小企業省力化投資補助金総合サイト <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



令和6年度 大阪府中小企業労働事情実態調査結果(概要)

I. 調査概要

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における経営、資金、労働時間、労働条件等の実態を的確に把握し、中小企業団体中央会が実施する雇用・労働対策事業の推進に資する。

2. 調査実施方法

本会会員組合の組合員のうち、630事業所について、全国中央会の指定に従い調査アンケート用紙を郵送し事業協同組合等を通じて配布。

3. 調査の時点 令和6年7月1日

4. 回答事業所数 308事業所 (回答率48.8%)

II. 調査結果の概要

1. 経営について

- ◆経営上の障害・強みの両項目について、全国・大阪はほぼ同様の傾向となっている。
- ◆経営上の障害としては、回答数上位3回答としては、「光熱費・原材料・仕入品の高騰」(54.6%)、「人材不足(質の不足)」(49.3%)、「労働力不足(量の不足)」(34.3%)となっている。
- ◆経営上の強みとしては、回答数上位3回答としては、「製品の品質・精度の高さ」(34.6%)、「顧客への納品・サービスの速さ」(31.2%)、「技術力・製品開発力」(26.2%)となっている。

経営上の障害 (3項目以内複数回答可)

経営上の障害	大阪府 (%)	全国 (%)
光熱費・原材料・仕入品の高騰	54.6	55.6
人材不足(質の不足)	49.3	50.5
労働力不足(量の不足)	34.3	39.4
販売不振・受注の減少	32.4	33.1
人件費の増大	30.7	30.4
同業他社との競争激化	16.7	17.5
納期・単価等の取引条件の厳しさ	13.1	10.3
製品開発力・販売力の不足	11.1	8.2
金融・資金繰り難	5.2	6.7
環境規制の強化	3.6	3.7
製品価格(販売価格)の下落	2.3	2.9
労働力の過剰	1.0	1.5

経営上の強み (3項目以内複数回答可)

経営上の強み	大阪府 (%)	全国 (%)
製品の品質・精度の高さ	34.6	27.8
顧客への納品・サービスの速さ	31.2	28.6
技術力・製品開発力	26.2	29.0
製品・サービスの独自性	25.5	28.2
組織の機動力・柔軟性	24.2	24.8
生産技術・生産管理能力	21.1	18.3
財務体質の強さ・資金調達力	20.5	15.5
優秀な仕入先・外注先	20.5	16.3
営業力・マーケティング力	17.8	12.5
商品・サービスの質の高さ	15.8	19.6
企業・製品のブランド力	9.1	11.8
製品・サービスの企画力・提案力	8.7	8.9

2. 労働時間について

- ◆週所定労働時間は「40時間」(46.4%)が最も多く、全国結果(46.8%)と同様の傾向にある。事業所規模別では、「40時間」が最多の回答であるが、40時間~44時間が1~9人(9.8%)、10~29人(9.0%)と小規模事業所において週所定労働時間が長くなっている。
- ◆業種別では、木材・木製品製造業、化学工業、サービス業の3業種以外は「40時間」の回答が最多である。
- ◆従業員1人当たり月平均残業時間は、10.64時間であり、全国結果(10.34時間)より長くなっている。事業所規模別では、従業員10人以上の企業では10~13時間とほぼ同水準であるのに対し、従業員9人以下の企業では6.54時間と短くなっている。業種別では製造業が10.84時間、非製造業が10.38時間とほぼ同水準である。最も月平均残業時間が長いのは窯業・土石製品製造業(29.45時間)である。

週所定労働時間および月平均残業時間（事業所規模・業種別）

規 模・業 種	週所定労働時間	事業所の割合 (%)				月平均 残業時間 (h)
		38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下	
全 国 平 均		17.5	26.1	46.8	8.7	10.34
大 阪 府 計		20.7	24.3	46.4	6.6	10.64
大阪府 事業所規模	1～9人	23.2	22.0	40.2	9.8	6.54
	10～29人	19.0	23.0	47.0	9.0	12.70
	30～99人	17.6	27.5	51.6	3.3	12.21
	100～300人	29.0	25.8	45.2	0.0	10.03
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	0.0	33.3	66.7	0.0	7.67
	繊 維 工 業 製 造 業	5.9	29.4	58.8	5.9	10.74
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	23.1	38.5	30.8	7.7	7.92
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	31.6	15.8	47.4	0.0	12.21
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	27.3	9.1	54.5	9.1	29.45
	化 学 工 業	25.0	41.7	33.3	0.0	5.25
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業	22.0	22.0	52.0	2.0	11.86
	機 械 器 具 製 造 業	25.0	25.0	25.0	25.0	3.00
	そ の 他 の 製 造 業	17.1	29.3	48.8	2.4	7.59
計	20.6	25.9	48.2	3.5	10.84	
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業	0.0	0.0	100.0	0.0	10.00
	運 輸 業	0.0	20.0	80.0	0.0	12.20
	建 設 業	12.5	14.6	52.1	16.7	12.60
	卸 ・ 小 売 業	25.4	28.4	38.8	6.0	7.88
	サ ー ビ ス 業	38.5	23.1	23.1	15.4	13.85
	計	20.9	22.4	44.0	10.4	10.38

3. 年次有給休暇の平均取得日

- ◆ 1人当たりの平均有休取得日数は9.74日であり、全国結果（9.87日）とほぼ同水準である。
- ◆ 有休取得日数としては、回答数上位2回答が「10～15日未満」（44.1%）、「5～10日未満」（41.7%）であり、「5～15日未満」の回答が全体の8割以上を占めている。
事業所規模別では、従業員30人以上の事業所では「10～15日未満」の回答が最多であるのに対し、従業員30人未満の事業所では「5～10日未満」の回答が最多である。
- ◆ 業種別では、製造業で「10～15日未満」（48.8%）、「5～10日未満」（37.3%）の順に回答が多く、非製造業では「5～10日未満」（47.5%）、「10～15日未満」（37.7%）の順に多い。

年次有給休暇取得日数（事業所規模・業種別）

規 模・業 種	有給取得日数	事業所の割合 (%)					有休平均取得 日数 (日)
		5日未満	5～10日未満	10～15日未満	15～20日未満	20日以上	
全 国 平 均		4.6	39.1	41.6	11.9	2.8	9.87
大 阪 府 計		2.8	41.7	44.1	9.4	2.1	9.74
大阪府 事業所規模	1～9人	7.0	47.9	32.4	7.0	5.6	9.04
	10～29人	3.1	43.3	41.2	10.3	2.1	9.63
	30～99人	0.0	40.0	47.8	12.2	0.0	10.11
	100～300人	0.0	26.7	70.0	3.3	0.0	10.63
大阪府 製造業	食 料 品 製 造 業	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	9.67
	繊 維 工 業 製 造 業	0.0	42.1	36.8	15.8	5.3	10.47
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	9.10
	印 刷 ・ 同 関 連 製 造 業	5.6	38.9	50.0	5.6	0.0	9.61
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	0.0	27.3	63.6	9.1	0.0	10.00
	化 学 工 業	0.0	33.3	58.3	8.3	0.0	10.67
	金 属 ・ 同 製 品 製 造 業	4.2	37.5	50.0	8.3	0.0	9.69
	機 械 器 具 製 造 業	20.0	0.0	60.0	0.0	20.0	10.80
	そ の 他 の 製 造 業	0.0	40.0	42.5	12.5	5.0	10.65
計	2.4	37.3	48.8	9.0	2.4	10.90	
大阪府 非製造業	情 報 通 信 業	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	10.00
	運 輸 業	0.0	20.0	20.0	60.0	0.0	13.60
	建 設 業	7.5	52.5	27.5	7.5	5.0	8.98
	卸 ・ 小 売 業	1.6	46.9	45.3	6.3	0.0	9.00
	サ ー ビ ス 業	0.0	50.0	33.3	16.7	0.0	9.75
	計	3.3	47.5	37.7	9.8	1.6	9.26

4. 新規学卒者の採用充足状況

- ◆新規学卒者の採用充足率は、「高校卒の技術系」および「短大卒（含高専）の技術系」以外の区分においては、概ね50~60%台となっており、全国結果とほぼ同様の傾向である。
- ◆事業所規模別では、「高校卒」以外の卒業学校区分では、従業員30人以上の事業所が30人未満の事業所と比べて高い採用充足率を示している。
- ◆業種別では、「大学卒」において製造業の採用充足率が非製造業よりも低い一方、それ以外の卒業学校区分（「高校卒」「専門学校卒」「短大卒（含高専）」）では製造業の採用充足率が非製造業よりも高くなっている。

新規学卒者の採用充足率（卒業学校・事業所規模・業種別）

採用区分	充足率 (%)		
	技術系	事務系	
規模・業種			
全国平均	31.5	46.6	
大阪府計	29.7	60.9	
大阪府事業所規模	1~9人	40.0	
	10~29人	11.8	0.0
	30~99人	22.8	83.3
	100~300人	47.1	56.3
大阪府製造業	食料品製造業	40.0	0.0
	繊維工業製造業	10.0	50.0
	木材・木製品製造業	66.7	
	印刷・同関連製造業	100.0	
	窯業・土石製品製造業	0.0	
	化学工業	20.0	
	金属・同製品製造業	40.0	88.9
	機械器具製造業		
	その他の製造業	20.0	100.0
計	33.8	60.9	
大阪府非製造業	情報通信業		
	運輸業		
	建設業	22.5	0.0
	卸・小売業	16.7	0.0
	サービス業	100.0	
計	23.4	0.0	

採用区分	充足率 (%)		
	技術系	事務系	
規模・業種			
全国平均	40.3	49.0	
大阪府計	60.0	50.0	
大阪府事業所規模	1~9人	25.0	
	10~29人	20.0	50.0
	30~99人	81.0	
	100~300人	80.0	
大阪府製造業	食料品製造業		
	繊維工業製造業	73.3	
	木材・木製品製造業	100.0	
	印刷・同関連製造業	100.0	0.0
	窯業・土石製品製造業		
	化学工業	100.0	
	金属・同製品製造業	100.0	
	機械器具製造業		
	その他の製造業	50.0	
計	77.8	0.0	
大阪府非製造業	情報通信業		
	運輸業		
	建設業	16.7	
	卸・小売業	100.0	100.0
	サービス業		
計	23.1	100.0	

採用区分	充足率 (%)		
	技術系	事務系	
規模・業種			
全国平均	19.8	39.8	
大阪府計	40.0	0.0	
大阪府事業所規模	1~9人	0.0	
	10~29人	0.0	0.0
	30~99人	80.0	
	100~300人		
大阪府製造業	食料品製造業		
	繊維工業製造業	100.0	
	木材・木製品製造業		
	印刷・同関連製造業		0.0
	窯業・土石製品製造業		
	化学工業	0.0	
	金属・同製品製造業	100.0	
	機械器具製造業		
	その他の製造業	0.0	
計	66.7	0.0	
大阪府非製造業	情報通信業		
	運輸業		
	建設業	0.0	
	卸・小売業		
	サービス業		
計	0.0		

採用区分	充足率 (%)		
	技術系	事務系	
規模・業種			
全国平均	40.1	56.0	
大阪府計	60.6	57.7	
大阪府事業所規模	1~9人	0.0	
	10~29人	16.7	66.7
	30~99人	63.9	46.2
	100~300人	69.6	60.6
大阪府製造業	食料品製造業	100.0	
	繊維工業製造業	66.7	100.0
	木材・木製品製造業	100.0	
	印刷・同関連製造業	100.0	66.7
	窯業・土石製品製造業		
	化学工業	0.0	0.0
	金属・同製品製造業	9.1	41.7
	機械器具製造業	100.0	
	その他の製造業	42.9	50.0
計	51.2	56.3	
大阪府非製造業	情報通信業		
	運輸業		
	建設業	28.6	25.0
	卸・小売業	94.4	61.5
	サービス業		100.0
計	76.0	60.0	

(空欄は該当回答データなし)

5. 新規学卒者の初任給

◆新規学卒者の初任給は、「大学卒」が技術系・事務系を問わず21～22万円台であり、全国結果より高くなっている。また、「大学卒」以外の「高校卒」、「専門学校卒」、「短大卒（含高専）」の初任給は18～19万円台と「大学卒」より低くなっている

新規学卒者の採用充足率（卒業学校・事業所規模・業種別）

採用区分	初任給（円）		採用区分	初任給（円）		
	技術系	事務系		技術系	事務系	
規模・業種			規模・業種			
全国平均	182,279	176,841	全国平均	196,557	190,307	
大阪府計	194,669	189,293	大阪府計	185,475		
高校卒	大阪府事業所規模	1～9人	195,333	大阪府事業所規模	1～9人	
		10～29人	199,000		10～29人	
		30～99人	189,927		193,320	
		100～300人	197,263		187,056	
	大阪府製造業	計	189,975	189,293	大阪府製造業	計
大阪府非製造業	計	208,750		大阪府非製造業	計	
全国平均	194,430	189,741	全国平均	216,221	211,243	
大阪府計	193,318	220,000	大阪府計	221,321	215,517	
専門学校卒	大阪府事業所規模	1～9人		大阪府事業所規模	1～9人	
		10～29人	180,000		220,000	
		30～99人	194,882			
		100～300人	193,333			
	大阪府製造業	計	190,684		大阪府製造業	計
大阪府非製造業	計	210,000	220,000	大阪府非製造業	計	229,737
短大卒（含高専）			短大卒（含高専）			
大阪府事業所規模	100～300人	185,475	大阪府事業所規模	100～300人	210,787	
大阪府製造業	計	185,475	大阪府製造業	計	214,986	
大阪府非製造業	計		大阪府非製造業	計	216,387	

（加重平均値）（空欄は該当回答データなし）

6. 賃金改定実施状況

◆賃金については「上げた」という回答が最も多い（69.0%）が、「今年は実施がない（凍結）」の回答が約1割（8.9%）ある。

◆事業所規模別では、全て「上げた」が過半数の回答であるが、事業所規模が小さくなるほど「上げた」の回答割合が低下する傾向にあり、1～9人規模「今年は実施しない（凍結）」が22%と2割を超えている。

◆業種別では、製造業・非製造業ともに「上げた」回答（73.5%、63.2%）が最も多いが、製造業の「木材・木製品製造業」「印刷・同関連製造業」「機械器具製造業」、非製造業の「運輸業」「建設業」「サービス業」で15～20%が「今年は実施しない（凍結）」となっている。

賃金改定実施状況（事業所規模・業種別）

実施状況	引上げた	引下げた	今年は実施しない(凍結)	7月以降引上げる予定	7月以降引下げる予定	未定
規模・業種						
全国平均	60.6	0.4	10.4	12.6	0.5	15.6
大阪府計	69.0	0.0	8.9	10.9	0.0	11.2
大阪府事業所規模	1～9人	52.4	0.0	22.0	7.3	18.3
	10～29人	69.7	0.0	6.1	13.1	11.1
	30～99人	75.8	0.0	2.2	13.2	8.8
	100～300人	90.3	0.0	3.2	6.5	0.0
大阪府製造業	食料品製造業	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0
	繊維工業製造業	66.7	0.0	0.0	16.7	16.7
	木材・木製品製造業	50.0	0.0	16.7	16.7	16.7
	印刷・同関連製造業	63.2	0.0	15.8	15.8	5.3
	窯業・土石製品製造業	90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	化学工業	83.3	0.0	0.0	8.3	8.3
	金属・同製品製造業	79.6	0.0	6.1	8.2	6.1
	機械器具製造業	80.0	0.0	20.0	0.0	0.0
その他の製造業	73.2	0.0	7.3	14.6	4.9	
計	73.5	0.0	7.1	11.8	7.6	
大阪府非製造業	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	40.0	0.0	20.0	0.0	40.0
	建設業	41.7	0.0	14.6	16.7	27.1
	卸・小売業	81.8	0.0	7.6	3.0	7.6
	サービス業	53.8	0.0	15.4	23.1	7.7
計	63.2	0.0	11.3	9.8	15.8	

7. 賃金改定の内容

- ◆賃金改定内容については、全国結果とほぼ同様の傾向にあり、「定期昇給」が最多かつ過半数の回答となっている。
- ◆事業所規模別・業種別のいずれにおいても、「定期昇給」の回答が最多であるが、事業所規模については、従業員が10人以上の事業所で「定期昇給」の回答が65%を超えているのに対し、従業員が9人以下の事業所では回答が40.8%に留まっている。一方で、従業員が9人以下の事業所では「基本給の引上げ（定期昇給制度のない事業所）」の回答が49.0%に上り、従業員10人以上の事業所より多くなっている。

賃金改定実施内容（複数回答可）（事業所規模・業種別）

改定内容		定期昇給	ペースアップ	基本給の引上げ (定期昇給制度のない事業所)	諸手当の改定	臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ
規模・業種						
全国平均		54.1	31.2	34.9	16.5	14.0
大阪府計		63.9	33.2	26.5	16.4	17.2
大阪府 事業所規模	1～9人	40.8	18.4	49.0	18.4	18.4
	10～29人	66.3	26.3	23.8	13.8	17.5
	30～99人	73.8	41.3	21.3	17.5	17.5
	100～300人	69.0	55.2	10.3	17.2	13.8
大阪府 製造業	食料品製造業	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3
	繊維工業製造業	50.0	64.3	35.7	14.3	21.4
	木材・木製品製造業	50.0	25.0	37.5	12.5	12.5
	印刷・同関連製造業	46.7	26.7	40.0	20.0	20.0
	窯業・土石製品製造業	50.0	50.0	40.0	20.0	20.0
	化学工業	70.0	40.0	40.0	20.0	30.0
	金属・同製品製造業	78.6	33.3	11.9	23.8	11.9
	機械器具製造業	75.0	0.0	25.0	25.0	25.0
	その他の製造業	69.4	27.8	22.2	13.9	19.4
計		64.8	35.2	25.4	18.3	18.3
大阪府 非製造業	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸業	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	建設業	60.7	28.6	25.0	7.1	14.3
	卸・小売業	70.9	34.5	21.8	14.5	18.2
	サービス業	30.0	20.0	60.0	20.0	10.0
	計		62.5	30.2	28.1	13.5

8. 価格転嫁の状況

- ◆価格転嫁については、「価格の引上げ（転嫁）を実現した」という回答が最も多く（49.0%）、「価格引上げの交渉中」（25.8%）と合わせた上位2回答で回答全体の4分の3近くを占めている。
- ◆事業所規模別は、「価格引上げ（転嫁）を実施した」の回答は、1～9人(35.4%)、100～300人(25.0%)が全体平均を下回っている。
- ◆業種別では、製造業の「木材・木製品製造業」「印刷・同関連製造業」「化学工業」「金属・同製品製造業」が製造平均を、非製造業の「建設業」「サービス業」が非製造業平均をそれぞれ下回っている。

価格転嫁状況（事業所規模・業種別）

規模・業種		実施状況							
		価格引上げ（転嫁）を実現した	価格引上げの交渉中	価格引上げ交渉をこれから行う	価格を下げた（またはその予定）	価格転嫁していない（価格変動の影響なし）	価格転嫁は実現しなかった	対応未定	その他
全国平均		49.9	17.4	8.1	0.5	8.7	5.0	8.8	1.6
大阪府計		49.0	25.8	9.6	0.3	6.3	2.0	6.0	1.0
大阪府 事業所規模	1～9人	35.4	19.5	14.6		12.2	3.7	14.6	
	10～29人	57.0	25.0	8.0	1.0	4.0	2.0	2.0	1.0
	30～99人	61.4	23.9	6.8		3.4	1.1	2.3	1.1
	100～300人	25.0	50.0	9.4		6.3		6.3	3.1
大阪府 製造業	食料品製造業	66.7						33.3	
	繊維工業製造業	57.9	36.8	5.3					
	木材・木製品製造業	30.8	30.8	15.4		15.4		7.7	
	印刷・同関連製造業	42.1	36.8	5.3		15.8			
	窯業・土石製品製造業	63.6	9.1	9.1			9.1	9.1	
	化学工業	41.7	33.3	8.3		8.3		8.3	
	金属・同製品製造業	44.9	36.7	10.2				6.1	2.0
	機械器具製造業	80.0	20.0						
その他の製造業	57.5	20.0	12.5		7.5	2.5			
計		50.3	29.2	9.4		5.3	1.2	4.1	0.6
大阪府 非製造業	情報通信業		100.0						
	運輸業	50.0		25.0		25.0			
	建設業	42.9	26.5	16.3		6.1		6.1	2.0
	卸・小売業	52.3	20.0	6.2	1.5	6.2	3.1	9.2	1.5
	サービス業	41.7	8.3			16.7	16.7	16.7	
計		47.3	21.4	9.9	0.8	7.6	3.1	8.4	1.5

（空欄は該当回答データなし）

9. 原材料・人件費等の価格転嫁の状況（複数回答可）（事業所規模・業種別）

- ◆原材料費・人件費等の価格転嫁の状況は、「原材料分の転嫁を行った（またはその予定）」が79.6%と約8割となっている。「人件費分の転嫁を行った（またはその予定）」は41.3%、「利益確保分の転嫁を行った（またはその予定）」26.8%のとなっている。
- ◆事業所規模では、全ての規模で「人件費引上げ分の転嫁を行なった（行う予定）」が「原材料費の転嫁を行った（行う予定）」の回答を下回っているが、業種別では、「建設業」「サービス業」において「人件費引上げ分の転嫁を行なった（行う予定）」が「原材料費の転嫁を行った（行う予定）」の回答を上回っている。

原材料費・人件費等の価格転嫁の状況（複数回答可）（事業所規模・業種別）

改定内容		原材料費分の転嫁を行った（行う予定）	人件費引上げ分の転嫁を行った（行う予定）	利益確保分の転嫁を行った（行う予定）	その他
全国平均		74.7	40.3	26.4	1.6
大阪府計		79.6	41.3	26.8	1.7
大阪府 事業所規模	1～9人	82.4	43.1	31.4	
	10～29人	69.9	39.8	25.3	1.2
	30～99人	88.2	40.8	26.3	2.6
	100～300人	80.0	44.0	24.0	4.0
大阪府 製造業	食料品製造業	50.0	50.0	100.0	
	繊維工業製造業	81.3	43.8	18.8	6.3
	木材・木製品製造業	77.8	55.6	33.3	
	印刷・同関連製造業	85.7	28.6	21.4	
	窯業・土石製品製造業	100.0	77.8	44.4	
	化学工業	80.0	30.0	30.0	
	金属・同製品製造業	88.1	54.8	21.4	2.4
	機械器具製造業	75.0		50.0	
	その他の製造業	88.2	38.2	20.6	2.9
	計	85.7	45.0	25.7	2.1
大阪府 非製造業	情報通信業		100.0		
	運輸業			50.0	50.0
	建設業	62.2	62.2	29.7	
	卸・小売業	81.6	10.2	28.6	
	サービス業	66.7	83.3	16.7	
計	70.5	35.8	28.4	1.1	

（空欄は該当回答データなし）

おめでとうございます 令和6年秋の叙勲・褒章受章者

大阪府中小企業団体中央会の会員組合の理事長等が叙勲・褒章を受章されました。
(順不同・敬称略)

叙勲受章者



旭日双光章
吉田 稔

大阪府電機商業組合
理事長



旭日双光章
中沢 茂

大阪タオル工業組合
前理事長



旭日双光章
津森 孝生

大阪府医師協同組合
理事



旭日単光章
坂本 進

近畿印刷産業機材協同組合
元理事長

褒章受章者



藍綬褒章
船奥 敬

大阪金属印刷工業協同組合
理事長



黄綬褒章
東元 和彦

大阪市清掃連合協同組合
理事



黄綬褒章
吉田 昌司

大阪電機協同組合
理事長



黄綬褒章
佐藤 原二

大阪木材仲買協同組合
副理事長

中小企業のための サステナブル経営のススメ



中小企業診断士 山本 哲也
(一般社団法人大阪中小企業診断士会)

はじめに：中小企業がいまこそ取り組むべき課題が、サステナブル経営と言える理由

近年、気候変動や貧困といった地球規模の問題に加え、ハラスメントや児童労働などの人権問題が注目を集めています。これらは、私たちの日常生活やビジネス環境にも少なからず影響を与えています。

このような問題への対応として、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）が世界中で注目されるようになりました。SDGsには17の国際目標があり、それぞれが持続可能で公平な未来を作るために定められています。実は、これらの目標は、ビジネス視点で見ただけであれば、顧客や社会のお困りごとの集まりであることに気づくでしょう。つまり、それらに解決策を提案することは、私たちに新たな成長機会をもたらしてくれる道しるべとも言えるのです。また、2030年以降も何らかの形で進化を続けるであろう長期的な取り組みであることがポイントです。

本コラムでは、そのような私たち地元密着型中小企業が、なぜ、いま、SDGsをヒントにしたサステナブル経営に取り組むべきなのか？について一緒に考えていきたいと思います。

1. サステナブル経営と中小企業

サステナブル経営とは、企業の成長と社会貢献を両立させるために、社会課題解決に取り組み、短期的な利益追求だけではなく、長期的に社会や顧客から必要とされる企業を目指す経営手法です。このように説明するととてもハードルが高く感じられ、「うちには難しすぎる」「うちには、そんな時間もお金も余裕はない」との声が聞こえてきそうですが、サステナブル経営は、実際には、それほど遠い存在ではありません。なぜなら、私たち地元密着型中小企業は、これまでも地域のお困りごとを解決することを主業にしてきましたし、無意識のうちにサステナブル経営に取り組んでいる中小企業も少なくないからです。

日本でこのような勘違いが生まれた背景には、先行した大企業の取り組みがあるのではないかと、私は感じています。大企業は、事業規模が大きいいため、社会に与えるマイナスのインパクトを減らす活動が優先でかつ大掛かりになりがちです。また、世界中の企業との競争にもさらされており、どうしても大がかりな取り組みに目が行きがちです。そもそも、自社の活動する地域課題をビジネスにしてきた私たち中小企業と、これら大企業の活動とはまったく別物ではないでしょうか？私たちが取り組むべきサステナブル経営は、必ずしも大きなコストを必要とするものではなく、取り組むことこそが長期安定経営につながる、第二の創業のようなものなのです。

ではなぜ、いま、サステナブル経営なのでしょう？

2. 中小企業がサステナブル経営を取り入れる意義

私たちがサステナブル経営に取り組むべき理由は、現代の不確実性の高いビジネス環境で生き残っていくために必要なしっかりとした土台を築くためです。

コロナ禍を経て、経営環境だけでなく私たちの社会生活は大きく変化しました。しかし、その変化をじっくり観察してみると、そのほとんどは、コロナ以前から取り組みが求められていた課題であることに気づくでしょう。たとえば、「リアルビジネスからECビジネス重視へ」「リモートワークなど多様な働き方の推進」など、コロナ前から対応の必要が迫られていた課題ばかりです。つまり、私たちが、コロナ禍から学ぶべきは「今後も大きな変化は必ず訪れ、そのタイミングや規模を予測することは不可能である」ということです。

このように、今後もいつ訪れるかわからない大きな変化に、私たちはどのように対応すべきなのでしょう？

それは、短期視点でトレンドを追いかけるような活動ではなく、自社が取り組むべき市場をじっくりと観察し、未来志向を持ち、市場から求められていることに取り組む事業活動なのです。簡単に言うと、ウサギとカメのお話に登場するカメのような存在とも言えそうです。経営資源が限られている中小企業は、大企業のように短期・中期・長期と全方位に投資をするようなことはできないからです。つまり、急がず、じっくり長期課題に絞って取り組んでいくことを優先すべきなのです。

では、どのように未来像を描けば良いのでしょうか？

実は、そのヒントとして使えるのがSDGsの17のゴールなのです。

3. 中小企業がサステナブル経営に取り組むためのステップ

中小企業がSDGs 17のゴールを経営に活用するためのヒントが、SDGコンパスとして示されています。

SDGコンパスは、SDGsに取り組む世界中の企業向けに、WEB上で無料公開されている「企業のためのSDGsの手引き書」のようなものです。

ステップ1. SDGsを理解する

まずは、自社の事業活動とSDGs 17のゴール、および、所属する地域とどのようにつながっているのかについて理解するところから始めましょう。つながりを明らかにすることで、自社の事業活動が地域に与える影響（プラスもマイナスも）が明確になるはずですが、たとえば、製造業であれば、原材料の調達や生産過程でのエネルギー消費量、雇用機会の創出、サービス業であれば温室効果ガスの発生量や地域住民の生活の質向上など、具体的な影響や関係を明らかにします。

ステップ2. 優先課題を決定する。

SDGs 17のすべてのゴールに取り組むことは現実的ではないため、自社のビジネスモデルや地域特性に合ったゴールを優先的に選びます。たとえば、製造業であれば「目標12：つくる責任 つかう責任」にフォーカスするなど、自社の強みを活かせる分野を選ぶとよいでしょう。

ステップ3. 目標を設定する

目標が決まったら、その目標達成に向けてアクションプランを具体的に策定します。たとえば、天然資源の消費量を減らすために原材料の一部をリユース素材に切り替えることや、働きやすい職場作りに注力することで新たな雇用を生み出す。など、実行可能な取り組みを計画に落とし込みます。このとき、目標を数値化して設定することができれば、より成果を測りやすくなります。

ステップ4. 経営へ統合する

このような取り組みは、1～2年の短期で完了するものではありません。計画が進行する中で、定期的その成果を評価し、改善点を見つけて取り組み続けることが重要です。たとえば、1年ごとに活動結果を見直し、さらに効果が上がる手法を検討するなど、持続的な改善を行います。これらのステップを踏むことで、SDGsを取り入れたサステナブルな経営へと徐々にシフトすることになり、長期的な企業の成長につながるでしょう。

ステップ5. 報告とコミュニケーションを行う

取り組み内容およびその結果は、分析した上で社内外へ発信をします。発信する理由には、新たなパートナーの発見や優秀な人材の確保などリソースの獲得可能性が高まることや、地元企業としての説明責任を果たすことができるなど様々な意義があります。



まとめ：中小企業とSDGsの未来

サステナブル経営の取り組みは、単なる「流行」ではなく、これからの企業経営におけるスタンダードとなりつつあります。「持続可能な未来」を意識した経営にシフトすることで、地域から長く愛され、必要とされる存在になることができます。つまり、中小企業がSDGsに取り組むことは、社会貢献であると同時に、企業価値を高め、従業員や顧客にとっても魅力ある企業へと成長する第一歩なのです。

特に以下の3つのポイントが重要です。

- **企業価値の向上**：SDGsに取り組むことで、自社の地域や社会への貢献および価値を可視化できます。この「価値」は、顧客や取引先からの信頼感につながり、事業の安定化と成長を支えます。
- **競争力の強化**：サステナブル経営の導入は、競争力を強化する武器にもなります。たとえば、地域資源を活用した新商品の開発や、リサイクル技術を応用したサービスの提供など、持続可能性を意識したビジネス展開は他社との差別化要素になります。
- **信頼性の確保**：企業がSDGsを通じて社会に貢献していることは、採用や連携先の開拓に必要な信頼性の確保につながり、それは、新たな経営資源の獲得へとつながっていくのです。

VUCAと呼ばれる先行き不透明な経営環境に置かれている私たちだからこそ、このように、長期的な視点に立って企業活動を見つめ直す必要があります。また、地域社会とともに発展し、持続可能な未来を次世代に託すためにも、今こそサステナブル経営への一歩を踏み出しましょう。

大阪府中央会では、中小企業組合等が実施する事業への支援を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

中小企業のDXと働き方改革



社会保険労務士 澤田 敏仁
(大阪府社会保険労務士会副会長)

新年あけましておめでとうございます。令和7年もスタートしました。今年もよろしくお願いいたします。今年最初のテーマは「DX」と「働き方改革」です。DXも働き方改革もここ数年目にしない日はありません。しかしながらこの2つがうまくいっている企業もそう多くはないようです。今回はDXについて基礎から振り返り、DXを進めることが働き方改革や人手不足にどう役立つのか見ていきましょう。

1. そもそもDXとは

そもそもDXとは何でしょうか。DXとはデジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、DTとなっていないのは、transには交差するという意味があり、英語圏ではXと略するところからきています。

最近ではDXを「何かをデジタル化すること、デジタルを活用すること」と広く解釈されることも多いですが、経済産業省が2022年に発表した「デジタルガバナンス・コード2.0」において、DXは「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と位置づけられています。

企業でDXについて検討する場合、とにかくデジタルツールを導入すればよいのでは?となりがちですが、本来の意味を念頭において、企業としてのDXによる目的・目標を定めておくことが大切です。

2. DX成功の3つのステップ

DXとは「デジタル化による事業や企業文化の変革」と言えますが、そう聞くといかがでしょうか。すんなり実践できる企業は多くないのではないかと思います。むしろかえって気持ちが萎えるくらいです。実はDXを実践する前に次の2つのステップを経ておく必要があります。

① デジタイゼーション

今まで紙などアナログでやっていることをデジタル化すること

② デジタライゼーション

全体の業務フローや業務プロセスをデジタル化すること

これらが実行できれば、ようやくDXとなります。

なお、この記事ではデジタイゼーションおよびデジタライゼーションを含む場合は、デジタル化と表現しています。

例を挙げますと、会社の売り上げを帳簿に手書きしていたものを表計算ソフトに入力することに変更することがデジタイゼーション、入力したデータから請求書を作成し、電子請求をすることで、封入、切手の貼付や投函などの作業をなくすことがデジタライゼーションをいう具合です。

DXの段階になると取引先ごとのデータや時期による売れ筋の傾向などを分析して、新商品の開発に活かす等、デジタルの力を事業の変革に用いることとなります。

DXで最も成功した企業とされているのが動画配信のNETFLIXです。レンタルしたDVDの返却に店舗へ行く手間をなくすためウェブサイトでのレンタルを開始した同社は、大容量のデータ通信の普及に伴いウェブ上で動画を配信できるサービスを始めました。さらに各

国や地域の視聴傾向等を分析し、現在では視聴者のトレンドを意識したドラマを制作・配信する企業になっています。

3. デジタル化の効果

デジタル化が進むことは「働き方」の面においても多くのよい効果をもたらします。

最も現れるのが業務の効率化による労働時間の削減です。第一段階のデジタイゼーションだけでも手書きを減らし、デジタル化することで入力内容の確認作業が大幅に軽減されます。私の経験した中で最も効果的であったのが、AI-OCRによる手書き資料のデータ化です。AI-OCRとは従来からある文字データへの変換ツールであるOCRをAIの力で精度を大幅に向上させたものです。従来は手書きで集めてきた資料をアルバイト2名で2日間掛けてEXCELに入力してデータ化していましたが、担当するスタッフによって入力のスピードや正確性が異なり、期日までに完成しないこともありました。そして入力後に他のスタッフが1日かけてチェックしていました。AI-OCRを導入することで、再度チェックする必要はありませんが、手書きの資料をスキャンするだけで、あっという間にデータ化でき、アルバイトを雇う必要もなくなりました。

その他にRPA (Robotic Process Automation) の活用も有効です。RPAとは「ロボットによる業務の自動化」のことで、パソコン上で行う作業は複数のアプリであっても自動化することができます。ただし臨機応変には対応できないので、大量に行う定型業務を自動化することに適しています。「シナリオ」という手順を記録すれば、以降は自動的に実行してくれます。毎月3時間掛かっていた業務が10分に短縮されるなどアイデア次第でかなりの時間を削減できます。

このようにデジタル化を進めることにより、定型業務が大幅に削減できます。またデジタル化が進むと出社して紙の資料を探すことも少なくなり、結果としてテレワークのできる業務が拡がります。テレワークができることは求職者にとって大きな魅力ですので、求人の応募者増も見込めます。

技術職でも、デジタル化は可能です。ある電気設備の企業では、工事スタッフにタブレットを持たせ、作業の中で想定とは異なることが起こったときに、本社にいるシニアスタッフと画像をつなぎ指示を仰ぎます。高齢になりこれまでのような作業ができなくなったり、遠方への出張が体力的に難しくなったシニアスタッフがこれまでの知見を活かすことができ、若手スタッフもベテランのアドバイスを得ながら経験を積むことができています。

4. まとめ

デジタル化による効果は大きいですが、課題もあります。第一に費用が掛かることです。新しいツールの初期費用や月額利用料、またパソコンやタブレットの購入などです。これらは中小企業向けの「IT導入補助金」(中小企業庁)などが活用できます。また長い目で見ると業務効率化による残業代の削減や少ない人数での対応も可能になります。

そしてデジタル化の最大の課題は実行する社員です。デジタルツールへの苦手意識を持っている社員や自分がこれまでやってきた業務プロセスを変えたくないとする社員がいるとなかなかデジタル化は進みません。デジタルツールを使えるように社員教育も必要です。

DXの推進には経営トップが具体的な目的目標の設定し、強い意志で実行していくことが大切であり、経営トップが自ら率先して取り組んでいくべきテーマだと言えます。

大阪府中央会では中小企業組合等の労務等に関する相談会を行っています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

「年収の壁」とは？



税理士 坂本 幹雄
(税理士法人コモンズ代表 大阪府中小企業団体中央会顧問税理士)

「年収の壁」とは、税金や社会保険料の負担が生じることにより、手取り額が減少する可能性がある年収（給与収入）のボーダーラインのことです。言い換えると、年収の壁を超えなければ、税金や社会保険料の負担が増えることはありません。年収の壁が引き上げられれば、パートタイマーなどの働き方が変わり、働き控への解消につながるほか、減税効果による実質賃金の増加なども期待できその動きが注目されています。

年収の壁には、「税制上の壁」と「社会保険上の壁」の2種類があります。

1 「税制上」の年収の壁

税制上の年収の壁には、100万円・103万円・150万円・201万円の4つがあります。これらの年収を超えると、税金の負担が増えることになり手取り額が減少します。年収の壁に影響される税金としては、所得税（国税）と住民税（地方税）が挙げられます。

2 「社会保険上」の年収の壁

社会保険上の年収の壁には、106万円と130万円の2つがあります。これらの年収を超えると社会保険料の負担が増え、手取り額が減少する可能性があります。

(年収額ごとの税金および社会保険料の負担有無)

(年収額ごとの配偶者控除等)

被扶養者の年収	被扶養者（扶養される側）			扶養者（扶養する側）	
	住民税	所得税	社会保険料	配偶者控除	配偶者特別控除(注2)
100万円以下	不要	不要	不要	対象	なし
100万円超					
103万円超(注1)		発生する		一定の条件を満たす場合に発生する	配偶者特別控除に替わる
106万円以上					
130万円以上			発生する（60歳以上又は障害者の場合は180万円以上）	控除額の縮小	
150万円超					なし
201万円超					

(注1) 現行制度では、基礎控除額が48万円（本人の合計所得金額 2,400万円以下の場合）、給与所得控除の最低額が55万円であるため、課税最低限が103万円となっています。

「年収の壁」って何があるのか



(注2) 配偶者に48万円（令和元年分以前は38万円）を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。これを「配偶者特別控除」といいます。

令和7年度与党税制改正大綱が決定

令和6年12月20日、自由民主党・公明党により「令和7年度税制改正大綱」が公表されました。

令和7年度税制改正の主な項目	
法人課税	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の法人税率の特例の縮減及び適用期限の延長（①参照） ・中小企業投資促進税制の適用期限の延長（①参照） ・中小企業経営強化税制の拡充及び適用期限の延長（①参照） ・リース会計基準の変更に伴う所要の措置（所得税・消費税含む） ・非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化
個人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> ・退職所得控除額の調整規定等の見直し（②参照） ・法人課税信託に係る所得税の課税の適正化 ・確定拠出年金制度の見直し（イデコ：会社員の月額掛け金上限額6万2000円に引上げ） ・基礎控除等や特定扶養控除等の年収要件の引上げ（③参照）
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し（出国時に空港で還付・転売防止）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電子帳簿等保存制度の見直し（重加算税加重対象データの見直し） ・防衛特別法人税（仮称）の創設（法人税額500万円以上4%上乗せ2026年4月開始）

①中小軽減税率・投資促進税制・経営強化税制は2年間延長

中小企業者等の法人税率の特例について、課税所得金額が年10億円を超える事業年度では、年800万円以下の所得金額に適用される税率を17%（現行：15%）に引き上げる（全国で2000社程度）。

また、同特例の適用対象から通算法人を除外し、適用期限を2年延長する。中小企業投資促進税制も適用期限を2年延長する。

②役員以外も退職手当に係る源泉徴収票提出義務化

退職手当等（老齢一時金を除く）の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とする。退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける全ての居住者に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととし、令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票に適用する。

③103万円の壁に関する「物価上昇局面における税負担の調整」

- ・所得税の基礎控除額：10万円の引き上げ（例.48万円→58万円）
- ・給与所得控除額（最低ライン）：55万円→65万円
- ・特定親族特別控除（仮称）の創設：所得58万円超123万円以下の19歳以上23歳未満の扶養親族（特定扶養親族）について段階的な控除を創設（3万円～63万円）：アルバイト大学生等に対する措置
- ・改正による源泉徴収税額表の変更は、令和8年1月1日からとされ、令和7年については年末調整での調整で済みそうです。

大阪府中央会では中小企業等の税に関する相談会・セミナーを実施しています /

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 総務部

TEL (06) 6947-4370

中小企業組合運営指導事業 (大阪府委託事業) Web研修会の開催について(ご案内)

本会では、大阪府からの委託を受けて、中小企業協同組合法の解説や組合会計など適正な組合運営に必要な知識の習得を目的としてWeb研修会を開催します。

本研修会では、組合運営に精通した中小企業診断士、税理士等を講師として、組合運営における課題とその対応策を紹介するなど、充実した研修内容となっております。

Web上で動画を配信しますので、職場やご自宅でいつでも受講できます。

1. 配信期間 令和6年10月25日(金)～令和7年3月7日(金)
2. 詳細・申込方法 大阪府中央会のホームページより申込書を印刷して、FAX又はメールにてお申し込みください。
3. 内 容 下記参照

配信期間	内 容	研修内容・講師
10月25日(金) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法①】 ・組合の種類、性格、事業出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等	組合の概要及び組合員の権利義務に関する知識と事務手続き等を習得する。 講師/大阪府中央会主事 深尾 文恵 氏
10月30日(水) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法②】 ・定款、理事・監事の資格・職務権限・責任・任期等	定款の記載内容及び組合役員に関する知識と事務手続きを習得する。 講師/大阪府中央会課長補佐 塩見 和哉 氏
11月5日(火) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法③】 ・理事会、総会(総代会)の運営	理事会、総会(総代会)の適正な運営のために必要な知識を習得する。 講師/大阪府中央会課長補佐 向井 保夫 氏
11月8日(金) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法④】 ・決算関係書類提出書、事業報告書、総会議事録、理事会議事録、役員変更届書等の様式と記載方法	通常総会終了後、総会議事録・理事会議事録を始め、行政庁へ提出する書類作成の知識を習得する。 講師/大阪府中央会主事 江末 竜平 氏
11月12日(火) ～2月18日(火)	【中小企業等協同組合法⑤】 ・定款変更認可申請書の様式と記載方法 ・登記申請書の様式と記載方法	定款変更認可申請、登記申請に係る手続き、書類作成方法を習得する。 講師/大阪府中央会主事 杉中 惇平 氏
11月15日(金) ～2月18日(火)	【組合運営・事業活性化①】 ・組合における事業継続計画(BCP)について	組合における事業継続計画(BCP)についての知識を習得する。 講師/中小企業診断士 中澤 悠平 氏
11月19日(火) ～2月18日(火)	【組合運営・事業活性化②】 ・組合におけるデジタル化について	組合におけるデジタル化についての知識を習得する。 講師/中小企業診断士 中野 雅公 氏
11月22日(金) ～2月18日(火)	【組合税務 1】 ・事業協同組合等の税務の特例、非出資組合、企業組合、協業組合の税務の特例、組合税務とインボイス制度等について	税法上の組合優遇措置や組合税制の知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
11月26日(火) ～2月18日(火)	【組合税務 2】 ・インボイスと「電子帳簿保存法」の改正で税務調査が変わる?	国税庁が税務調査にAI活用を推進、税務調査が今後どうなるのかを解説する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
11月29日(金) ～2月18日(火)	【組合会計 1】 ・組合と会社の相違、決算と総会までの手順、仕訳の基本、売上高・未収賦課金等について	組合特有の会計について知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月3日(火) ～2月18日(火)	【組合会計 2】 ・組合決算書式(貸借対照表、損益計算書)、決算書式(剰余金・損失処理案)、組合員の脱退に伴う処理等について	決算整理手続きから出口となる貸借対照表、損益計算書についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月6日(金) ～2月18日(火)	【組合決算 1】 ・決算と総会までの流れ、総会までの手順、決算整理仕訳等について	組合における決算から総会までの知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
12月10日(火) ～2月18日(火)	【組合決算 2】 ・剰余金処分案・損失処理案、事業報告書、監査・会計管理等について	組合固有の勘定科目の処理についての知識を習得する。 講師/中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏
2月5日(水) ～3月7日(金)	【決算関係書類提出書の適正な作成】 ・チェックシート診断項目の不適正判定の改善	決算関係書類に記載義務のあるもののうち、誤りの多い項目について、その適切な記載内容について学びます。 講師/中小企業診断士 西脇 和信 氏 中央会顧問税理士 坂本 幹雄 氏

お申込み・
お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL(06)6947-4372 FAX (06)6947-4374 tyoukai-lesson@maido.or.jp

決算関係書類、役員変更届、 定款変更認可申請書等の 提出先変更について（重要）

令和5年12月に閣議決定された「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、中小企業に関する法律（中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律）で定められた事業協同組合の認可などの業務や権限が、令和6年12月28日に大阪府へ移譲されることが決まりました。

この権限移譲により、決算関係書類、役員変更届、定款変更認可申請書等の提出先が、下表のとおり変更となりますのでご確認ください。

これまで、地方環境事務所/警察庁/金融庁/総務省/法務省/文部科学省/厚生労働省宛に標記書類等をご提出されていましたが、ご注意ください。

なお、財務（支）局長、税関長、国税局長に標記書類をご提出されていましたが、提出先の変更はございません。

本件につきまして、ご不明な点がございましたら、大阪府中央会連携支援部（06-6947-4371）宛にお問い合わせください。

これまでの提出先	令和6年12月28日 以降の提出先
地方環境事務所	大阪府
警察庁（国家公安委員会）	大阪府
金融庁：財務局、福岡財務支局	大阪府
総務省：総務省〔自治行政局（行政課）、情報流通行政局（情報通信作品振興課、地上放送課、衛星・地域放送課、衛星・地域放送課地域放送推進室、郵政行政部企画課、同部郵便課、同部信書便事業課）、総合通信基盤局（電気通信事業部データ通信課）〕	大阪府
法務省：法務省（民事局第2課、大臣官房司法法制部司法法制課）	大阪府
文部科学省：文部科学省（大臣官房総務課行政改革推進室）	大阪府
厚生労働省：厚生労働省（職業安定局需給調整事業課）	大阪府
上記以外の機関：財務（支）局長、税関長、国税局長	従来どおり

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL (06) 6947-4371

会員組合 組合員企業向け DXの取り組みについて

「DXによる会員組合、組合員企業、中央会、三方良しの実現」にむけ、ITの更なる活用拡大を前提にあらゆる会員サービスの業務を変革し、組合それぞれのニーズに沿った支援と本会業務の省力化と鮮度の高い情報活用を目指す中央会DX推進方針を定め、なお一層の会員サービスの向上に努めてまいります。

■中央会でできる支援

1. ニーズに応じたIT化・DXに関するセミナー講師派遣

大阪府中央会会員組合主催のセミナーや勉強会にニーズに応じた専門家や講師を派遣いたします。

2. IT化・DXに関する組合事業計画作成支援

組合として取り組んでいく事業の中でIT化・DXに関するテーマを検討されている場合、専門家を派遣し事業計画をまとめていく支援ができます。(例)「IT化・DX」「情報発信力強化」「サイバーセキュリティ」など

3. 組合・組合員のIT化・DXに関する個別相談対応

大阪府中央会の中小企業活性化サポートセンターでは、経営、労務、税務、その他経営に関するあらゆる課題解決に向け登録専門家をコーディネートし組合・組合員企業の個別相談に対応します。

4. 中央会提携企業によるITツール導入の提案

大阪府中央会にITツール、IT機器の導入検討などの相談いただいた場合、次のページに記載の提携企業をご紹介します。

5. IT化・DX関係中央会提携企業によるご優待

IT化・DX関係中央会提携企業からご提案いただいている、大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様にご活用いただける各種ご優待があります。

■大阪府中央会 提携企業

大阪府中央会では会員組合・組合員企業のDX・IT化に向け、企業との提携を進めています。

●令和6年11月から新たに提携

デル・テクノロジーズ株式会社

デル・テクノロジーズは、PC、モニター、サーバーなどの幅広い製品群からお客様にとって最適な製品を提供することで、皆様のDXの実現に貢献いたします。

▶担当者から一言

中小企業のDXに焦点を当てた新しい取組です。アドバイザーへのご相談で、ITツールの選定時間を大幅に短縮し、更にお得に購入できます。最新デバイスの活用で、日々の業務効率化を推進してください。

中央会会員様特典として、「特別値引き」、「ITアドバイザーへの購入相談の機会」をご提供いたします。

【特典の利用方法】

●フリーダイヤル (0120-912-339)

9:00~18:00 (土日祝休) へお電話

Point : お電話の際、「大阪中央会の会員」であることと、キーワード「SBPプログラム」を必ずお伝えください。

●「特別値引きクーポン」を取得し、オンラインサイト (www.Dell.com) の会計時に適用

専用サイト (www.dell.jp/SBPmember)へアクセス

Point : 専用登録コード

「JPSBPMAIDO」(半角)

ご不明点がありましたら、

sbp.japan@dell.comへご連絡ください。



●令和6年4月から提携

リコージャパン株式会社

私達、リコージャパンはドキュメント、ITサービス、運用管理など製品に加え、お客様へのお役立ちによる価値提供を実践します。

▶担当者から一言

この度、中央会様との連携を軸に皆様方と関りを持てる事に喜びを感じております。私は御客様との「共感」をコンセプトとし、課題の抽出から改善提案を行って参ります。是非とも御相談をお待ちしております。

リコージャパンが御提供する「水曜ウェビナー」は毎週水曜日にお届けしているオンラインのセミナーとなります。

内容としては、御客様の日頃抱える業務課題の解決やトレンド情報の御紹介を行っています。このビジネスに役立つ情報コンテンツを毎回参加費無料で実施しておりますので、御活用頂けますと幸いです。

- 1つのメールアドレスで複数端末から同一セミナーへのご参加は出来ません。
- 受講用URLは、お申込みいただいたメールアドレス宛に、開催前週の金曜日または前日にご案内します。
- お申込み締切は開催日前日の12時となっております。
- ウェビナー参加の際は、Google Chromeよりご参加ください。
- 同業他社の方のご参加はお断りさせて頂く場合がございます。予めご了承ください。



株式会社ラクス

弊社はCMでもお馴染みの「楽楽精算」「楽楽明細」を中心に、業務の効率化や企業の成長を継続的に支援いたします。

▶担当者から一言

この度、中央会様と「DX推進」として、ご連携させていただくこととなりました。郵送代金の値上げによる請求書の電子発行のご支援や、法対応など幅広い範囲でご支援いたします。ぜひご相談をお待ちしております。

ITでバックオフィス業務の効率化やペーパーレス化など、皆さまのご支援をさせていただきます。

～弊社システム一覧～

- 楽楽精算：経費にかかわる全ての処理を効率化できる経費精算システム
 - 楽楽明細：請求書や納品書などを電子で発行する電子請求書発行システム
 - 楽楽販売：業務フローにあわせた柔軟な構築が可能な販売管理システム
 - 楽楽勤怠：勤怠管理、給与計算を楽にする勤怠システム
- 中央会様のご紹介にて、製品特典もごいますので中央会様のお問合せ窓口までお気軽にご連絡くださいませ。

楽楽明細CM▶



大阪府中央会会員組合、会員組合員企業の皆様からの個別のご相談は、下記、大阪府中央会の問い合わせ窓口より、ご連絡いただきますようお願いいたします。

＼ 会員組合、組合員企業のIT化、DXに関するお問い合わせ ／

お問い合わせ先

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部
TEL (06) 6947-4371

令和6年度 小企業者組織化特別講習会を開催！

大阪府中小企業団体中央会では、11月8日（金）、マイドームおおさかにて、「資金繰り・価格転嫁対策セミナー」をテーマに、中小企業診断士の間部勝氏と、中小企業診断士 吉松敏男氏を講師に、小企業者組織化特別講習会を開催しました。

資金繰り対策セミナーでは、ゼロゼロ融資の返済開始により中小企業の資金繰りが悪化し、円安による仕入れコストの増加も影響して企業倒産の増加傾向がみられる。この状況に対応するため、「経営改善サポート資金」や「経営力強化資金」など新たな融資施策が導入された。金融機関の選択にあたっては信用金庫、地方銀行、メガバンクの特性を理解し、適切な取引を行うことが推奨される。また、経営改善計画の策定は資金調達や補助金申請に役立つ。経営者には資産の現金化や費用削減などで資金繰り安定を図ることが求められていることなどの講義がありました。

価格転嫁対策セミナーでは2024年3月の中小企業庁調査によると、価格交渉は進展しているが、価格転嫁率は46.1%で、転嫁の成否で二極化が進んでいる。労務費転嫁を推進するため、政府はガイドラインを示し、下請企業に価格交渉や相談窓口の活用を推奨している。適切な原価計算を基に価格交渉を行い、親事業者が支払サイトを60日以内とするよう注意喚起も行われている。交渉では自社の強みを確認し、結果的な受注量減少にも注意が必要であるなどの講義がありました。また市場変動を注視した交渉が成功した事例について紹介がありました。

中小企業・小規模事業者が資金繰りと価格転嫁を円滑に行い、経営の安定に向けた実践的な対策を学ぶ貴重な講習会となりました。

講義の様子



謹賀新年

**限りある資源、無駄を
なくして地球を守ろう！**

**私たちも『資源循環型社会』
形成推進に参加しています。**

関西リサイクル環境事業協同組合

代表理事 小 山 賢 司

事務長 宮 地 恭 平

〒597-0093 大阪府貝塚市二色中町9番7号

電 話 (072) 431-0501

F A X (072) 432-1010

E-mail : kansairecycle@oboe.ocn.ne.jp

謹賀新年

大阪府衛生管理協同組合

理事長 米田 健司
副理事長 梶木 隆弘
副理事長 野中 久泰
副理事長 片山 敏

〒556-0011 大阪市浪速区難波中2丁目7番25号

ナンバビル

電話 (06) 6633-2460

FAX (06) 6633-1652

ホームページ <http://www.o-eikan.jp/>

安心と信頼のあと施工アンカー

当組合は、より安全で信頼のおける確かな技術者の育成を目指し、「あと施工アンカー施工技術士」の資格認定試験を実施しています。

あと施工アンカー工事協同組合

代表理事 畑 茂 貴

〒550-0014 大阪市西区北堀江1丁目7番4号 四ツ橋永八ビル

電話 (06) 4390-1100

FAX (06) 4390-1101

URL <http://www.atosekoanchor.or.jp>

E-mail : aac@atosekoanchor.or.jp



謹賀新年

下水道維持管理のエキスパートが 都市のライフラインを支えます

官公需適格組合
大阪・下水道メンテナンス事業協同組合

代表理事 的 場 広 宜

〒533-0033 大阪府大阪市東淀川区東中島1丁目18番27号

電 話 (06) 6321-7188

FAX (06) 6321-7189



URL <http://www.ogm.or.jp>

e-mail: postmaster@ogm.or.jp

ASCOT 明日の情報システムを創造する

株式会社アスコット

代表取締役会長 森井 義雄

代表取締役社長 吉村 紳一



中小企業IT経営力大賞
商務情報政策局長賞



ISO 27001:2013 認証取得

■本 社 〒540-0021 大阪府中央区大手通1-4-10 大手前フタバビル6F

TEL (06) 6944-9211 FAX (06) 6944-3233



URL <https://www.ascot.co.jp/ascot/>

E-mail: ascot@ascot.co.jp

謹賀新年

to the next stage

貴方の技術を活かせる次のステージへ



KANSAI C.E.A.

経済産業省 認可第517号

関西コンピュータ技術協同組合

代表理事 角谷 幸夫
理事 藤井 広樹
理事 高市啓二郎
理事 坂井 寿男
監事 米原 眞和

〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目4番5号 本丸田ビル3階

電話 (06) 6263-6613

FAX (06) 6263-6614

URL <https://www.kansai-cea.or.jp/>

<営業地区> 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、三重県、和歌山県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県の区域

<事業内容>

- ・組合員の行うソフトウェア開発の共同受注
- ・組合員のためにする共同宣伝
- ・組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ・組合員の福利厚生に関する事業
- ・前各号の事業に附帯する事業

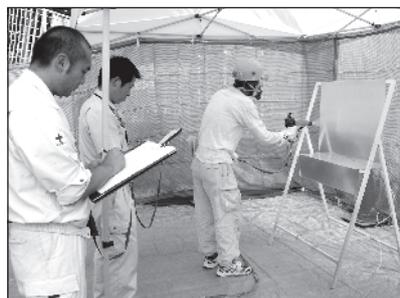
誇れる技術と技能で 明るい世界へ塗り替える！



建築塗装技能検定実技試験



中学校の体験学習で
校内美化に協力



国土交通省NETIS登録
エア式静電塗装工法

established 1947

大阪府塗装工業協同組合

理事長 小掠 武志
代表理事 田伏 健一

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目6番10号 富田町パークビル7階

TEL 06-6313-0315 / FAX 06-6313-0316

ホームページ <http://www.pco.or.jp/>

謹賀新年

大阪市管工設備協同組合

代表理事 木村之彦

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目6番32号 水道会館内
電話 (06) 6363-4631
FAX (06) 6363-4638
URL <http://www.osakasikanko.or.jp>
E-mail : osk@osakasikanko.or.jp

大阪金物団地協同組合

理事長 川嶋信也

〒577-0815 大阪府東大阪市金物町3番5号
電話 (06) 6723-1577
FAX (06) 6725-3301
URL <http://www.kanamonodanchi.or.jp/>
E-mail : info@kanamonodanchi.or.jp



大阪兵庫生コンクリート工業組合

理事長 木村貴洋

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪駅前第3ビル4階5号
電話 (06) 6344-5231 (代表)
FAX (06) 6344-7705
URL <http://osakahyogokouso.or.jp>
E-mail : hoosaka@zennama.or.jp

日本ワイヤロープロック加工 協同組合

理事長 野々内達雄

〒551-0031 大阪市大正区泉尾6丁目5番69号
電話 (06) 6552-0975
FAX (06) 6552-0979

謹賀新年

泉佐野市認定水道工事業協同組合

理事長 澤野 敏信

〒598-0021 泉佐野市日根野786番地1
電話 (072) 450-2777
FAX (072) 450-2888
URL <http://izumisano-suido.jp/>
E-mail : suido931@wind.ocn.ne.jp



全日本ブラシ工業協同組合

理事長 佐野 晃

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番3号 東大阪市立産業技術支援センター内
電話 (06) 6787-6162
FAX (06) 6787-6163
URL <https://ajbia.or.jp>



大阪広告美術協同組合

理事長 金井 和人

〒543-0027 大阪市天王寺区筆ヶ崎町3番1号
電話 (06) 6771-9010
FAX (06) 6774-0426
URL <http://www.kanban-oac.or.jp>
E-mail : osaka@kanban-oac.or.jp

赤帽大阪府軽自動車運送協同組合

代表理事 今津 勝文

〒577-0053 東大阪市高井田27番32号
電話 (06) 6782-1116
FAX (06) 6782-1660
URL <https://osaka.akabou.jp/>
E-mail : soum@osaka.akabou.jp

謹賀新年

大阪・奈良税理士協同組合

理事長 永橋利志

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 近畿税理士会館11階

電話 (06) 6941-6888

FAX (06) 6947-2800

URL <https://www.hanna-zeikyo.jp>



大阪府東洋療法協同組合

理事長 廣野敏明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号

電話 (06) 6624-3332

FAX (06) 6624-3337

URL <https://hp.otrk.osaka.jp/>

E-mail: info@otrk.osaka.jp

大阪府ITサポート企業組合

理事長 廣野敏明

〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町2丁目10番5号

電話 (06) 6627-0338

FAX (06) 6624-3337

大阪鯉節類商工業協同組合

理事長 山中政彦

〒550-0021 大阪市西区川口2丁目7番25号

電話 (06) 6581-6644

FAX (06) 6581-6658

E-mail: osakakatsuobushi@diary.ocn.ne.jp

謹賀新年

大阪木材仲買協同組合

理事長 松山能久

〒550-0015 大阪市西区南堀江4丁目18番10号
電話 (06) 6538-2351
FAX (06) 6538-2355
URL <https://www.mokuzai-nakagai.com>
E-mail: moku-nakagai@mth.biglobe.ne.jp



大阪府菓子工業組合

理事長 野村泰弘

〒550-0029 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか5階 (一社)大阪菓子会館内
電話 (06) 6755-4058
FAX (06) 6755-4311

大阪葬祭事業協同組合

理事長 和合健一

〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1丁目22番22号 第一住建島之内堺筋ビル803号
電話 (06) 6563-7790
FAX (06) 6563-7683
URL <http://www.sougi.or.jp>
E-mail: info@sougi.or.jp



関西セルロイド工業協同組合

理事長 小山智弘

〒537-0014 大阪市東成区大今里西2丁目5番12号
電話 (06) 6971-8031
FAX (06) 6974-8038
E-mail: kancellu@oak.ocn.ne.jp

謹賀新年

成協信用組合

理事長 大村佳三

〒577-0842 東大阪市足代南1丁目11番9号
電話 (06) 4307-1000
FAX (06) 4307-1001
URL <https://www.seikyo-shinkumi.jp/>
E-mail: soumubu@seikyo-shinkumi.jp



大阪バッグ協同組合

理事長 津田育男

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町7丁目4番12号
電話 (06) 6771-0231
FAX (06) 6771-7757
E-mail: bag-osaka@nifty.com

大阪玩具事業協同組合

代表理事 西川貴士

〒537-0013 大阪府大阪市東成区大今里南1丁目2番11号 O.Tビル8階
電話 (06) 4307-5931
FAX (06) 4307-5932
URL <https://osakatoys.jp/>

大阪電気器材協同組合

理事長 米倉彦之

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目11番6号
電話 (06) 6531-8262
FAX (06) 6531-8263
E-mail: kizaikum@soleil.ocn.ne.jp

謹賀新年

協同組合新大阪センイシティー

理事長 吉木 学

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目2番2号
電話 (06) 6394-1121
FAX (06) 6394-3878
URL <http://www.yumesse.gr.jp/>
E-mail : kumiai@yumesse.gr.jp

大阪管工機材商業協同組合

理事長 木澤 利光

〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目5番1号
電話 (06) 6531-6385
FAX (06) 6536-6525
URL <https://www.pst-osaka.or.jp>
E-mail : kankokizai-osk@pst-osaka.or.jp



土質試験・岩石試験の専門機関

おかげさまで創立45周年を迎えます

“全国トップレベルの実績”と“確かな品質”で安全・安心な国土を支えます

KG&E[®] 協同組合 関西地盤環境研究センター

理事長 寺西 一 哲
専務理事 八谷 誠

〒566-0042 大阪府摂津市東別府1丁目3-3
電話 (06) 6827-8833 (代表)
FAX (06) 6829-2256 (代表)
URL <https://ks-dositu.or.jp>

シール印刷大阪府協同組合

理事長 坂田 康司

〒537-0024 大阪市東成区東小橋1丁目14番28号 日伸製作所ビル6階
電話 (06) 6971-1591 (代表)
FAX (06) 6971-1595
URL <https://www.seal.osaka.jp/>
E-mail : spo-osaka@yacht.ocn.ne.jp

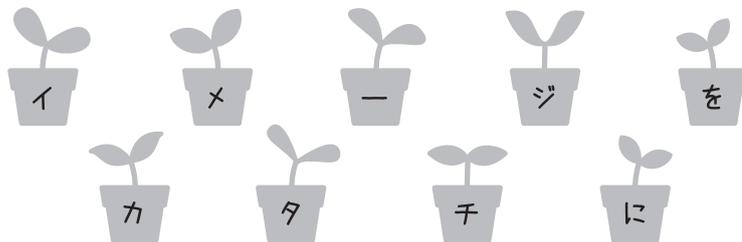
謹賀新年

大阪建設機械リース協同組合

理事長 菅 大樹

〒556-0021 大阪市浪速区幸町2丁目3番14号 ダイトービル505号
電話 (06) 6561-7405
FAX (06) 6561-7407
URL <http://www.okk-rental.org>
E-mail: info@okk-rental.org

チラシ・ピラ
パンフ・リーフレット
機関紙・会報／新聞
ホームページ
ポスター／グッズ



印刷のご相談等、
お気軽に
お電話ください

関西共同 トータルコミュニケーション
株式会社関西共同印刷所

〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-1-4 KDX新大阪ビル4F

TEL 06-6453-3335 (堂本)

E-mail eigyo2@kansai-kyodo.co.jp URL <http://www.kansai-kyodo.jp>

小規模企業の
会社役員の
みなさまへ

＼ 会社の役員なら ＼

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

小規模企業等の会社役員なら加入可能
代表者以外の会社役員でも加入可能
役員なら受け取れる大きなメリット

制度の
特長

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

制度のメリット

掛金は全額所得控除 受取時も税制メリット

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。
掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳しい内容は

2次元コード又はホームページから
ご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.
中小機構

2024.9

謹賀新年

西日本段ボール工業組合

理事長 大坪 清

〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目
3番5号いちご内本町ビル内
電話 (06) 6941-5212
FAX (06) 6941-5257
URL <https://www.seidanko.com/>
E-mail: seidan@seidanko.or.jp

大阪機械器具卸商協同組合

理事長 中山 哲也

〒550-0011 大阪市西区阿波座2丁目
2番18号 いちご西本町ビル
電話 (06) 6541-6802
FAX (06) 6541-6530
URL <http://www.daiki.or.jp>
E-mail: kk6802@daiki.or.jp



大阪屋外広告美術協同組合

理事長 松田 政幸

〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町
5番31号 アンビション三和II401号
電話 (06) 6776-8108
FAX (06) 6776-8055
URL <http://www.daikokyo.or.jp/>
E-mail: office@daikokyo.or.jp



エス・ピー・シー関西 理美容事業協同組合

代表理事 辰巳 正彦

〒540-0035
大阪市中央区釣鐘町2丁目1番9号
電話 (06) 6943-6330
FAX (06) 6943-7330
URL <https://spckansai.com>



大阪府自転車軽自動車商業協同組合

理事長 中山 行男

〒545-0053
大阪市阿倍野区松崎町2丁目2番29号
電話 (06) 6621-5350
FAX (06) 6629-6370
URL <https://www.obccosaka.com>
E-mail: obcc@f6.dion.ne.jp

協同組合物流ネットサービス

代表理事 泉本 弘志

〒599-8254
大阪府堺市中区伏尾373番地
電話 (072) 242-8235
FAX (072) 242-8234
E-mail: 2722000west@mx2.alpha-web.ne.jp

大阪室内装飾事業協同組合

理事長 鈴木 公和

〒550-0004
大阪市西区鞠本町2丁目7番11号
電話 (06) 6448-2661
FAX (06) 6448-2667
URL <http://www.oosk.jp/>
E-mail: ossk@mx1.alpha-web.ne.jp

大阪鋏螺卸商協同組合

理事長 和田 正

〒542-0081 大阪市中央区南船場2丁目
6番10号
電話 (06) 6271-4550
FAX (06) 6271-0514
URL <http://www.daibyokyo.com>
E-mail: jimukyoku@daibyokyo.com

謹賀新年



大阪府 牛乳商業組合

理事長 津村 調和

〒550-0014
大阪市西区北堀江3丁目6番28号
乳業センタービル
電話 (06) 6538-3061
FAX (06) 6538-3067

大阪府印章業協同組合

理事長 平安 隆一

〒556-0022
大阪市浪速区恵美須東1丁目11番12号
電話 (06) 6641-4450
FAX (06) 6631-3571
E-mail: info@daiin.jp

大阪美術商協同組合

理事長 市田 芳昭

〒541-0042
大阪市中央区今橋2丁目4番5号
電話 (06) 6231-9626
FAX (06) 6226-1848
URL <http://www.daibi.jp/>
E-mail: info@daibi.jp



大阪インナーファッション 協同組合

理事長 岩村 真二

〒562-0888 大阪府茨木市駅前2丁目
6番24号 大塚ビル201号
電話 (072) 631-5630
FAX (072) 631-5631
E-mail: osaka-if@osaka-ifcs.or.jp

大阪府印刷工業組合

理事長 高本 隆彦

〒534-0027
大阪市都島区中野町4丁目4番2号
電話 (06) 6353-3035
FAX (06) 6352-2360
URL <https://www.osaka-pia.or.jp>
E-mail: info@osaka-pia.or.jp

近畿外壁仕上業協同組合

理事長 宮澤 健一

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目
7番12号 東新ビル8階
電話 (06) 6533-0768
FAX (06) 6533-0784
URL <http://www.kinki-gaiheki.or.jp/>
E-mail: kgs@obeam.ocn.ne.jp



大阪府紙料協同組合

理事長 須田 充訓

〒542-0066
大阪市中央区瓦屋町1丁目4番2号
電話 (06) 6768-1556
FAX (06) 6768-0240
E-mail: shiryokyo02@road.ocn.ne.jp

わたしたちは 大阪・関西万博へ。 そして、ミライへ。

2025年、300を超える中小企業・スタートアップが
夢洲でミライを魅せる。

取り組みの先に見据えるのは、“未来社会”。

社会課題の解決はもちろん、
より良い社会を私たちの技術で創造する。

そんな想いで、大阪の企業が立ち上がる。
さあ、次の時代に向けた新たな一歩を共に。



大阪ヘルスケアパビリオン出展決定



● 展示企画者 (五十音順): (株)池田泉州銀行 / (地独)大阪産業技術研究所 / (公財)大阪産業局 / 大阪シティ信用金庫 / 大阪商工会議所 (一部共同: 大阪信用金庫・(協組)関西ファッション連合) / 大阪商工信用金庫 / (一社)大阪府経営合理化協会 / 大阪府中小企業団体中央会 / (一社)関西イノベーションセンター / 関西大学 / (一社)西日本プラスチック製品工業協会 / (株)三菱UFJ銀行 / 八尾市 / (株)りそな銀行 (共同: (株)関西みらい銀行・(株)埼玉りそな銀行・(株)みなと銀行)

企画・運営: 中小・スタートアップ出展企画推進委員会 (公益財団法人大阪産業局 / 大阪商工会議所) <https://osaka2025.site/>

各種共済制度のご案内

大阪府中小企業団体中央会

法人向け福利厚生共済制度

P.48

特定退職金共済制度

従業員の退職金積立制度

- 中小企業の従業員のための安定した退職金制度をサポート
- 月額1,000円から計画的な退職金の準備をサポート

オーナーズプラン

経営者のリスクマネジメントのための生命保険

- 経営者のリスクマネジメントをサポート
- 役員の退職金・老後の生活資金をサポート
- 総合保障型から医療・がん・介護の単品型まで幅広いニーズをサポート

パートナーズプラン

従業員の福利厚生をサポートするための生命保険

- 従業員の福利厚生をサポート
- 入院・通院費用をサポート

経営者・従業員総合補償制度

P.49

まい・ドリーム

従業員のライフスタイルに合わせて選べる保険

情報セキュリティサポート保険制度

P.50

ウイルス感染のおそれの際の調査や、改正個人情報保護法対応にも活用可能！

中央会ビジネスJネクスト (業務災害補償保険)

企業を労働災害リスクから守るための 傷害保険

- テレワークに潜む労務リスクをサポート
- 万が一の事故に備えて従業員の安心をサポート

ビジネス 総合保険制度

P.51

企業を事業経営リスクから守るための 保険

- マイカー・自転車通勤の事故をサポート
- 施設リスク・業務リスク・生産物リスクの賠償責任をサポート

業務災害補償制度

P.52

- 1事故あたり最高5億円までの労災賠償に備える
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金の支払いが可能
- 保険料は売上高で算出できます

集団扱自動車保険制度

P.53

- 会員事業者および会員事業者の従業員のみなさまにご利用いただける自動車保険

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会共済制度 法人向け福利厚生共済制度

+++ 経営者の方へ +++

特定退職金共済制度

従業員のみなさまの退職金の準備

+++ 経営者・役員の方へ +++

オーナーズプラン

経営者が万一の時
入院等による休業時
事業保全
資金の準備

経営者の
みなさまの
事業承継・
相続税の準備

経営者・役員の
みなさまの
退職慰労金・
弔慰金の準備

+++ 従業員の方へ +++

パートナーズプラン

従業員のみなさまの保障準備

オーナーズプラン・パートナーズプランは月払契約の場合、団体扱となり、
一般扱(口座振替月払等)でご契約いただくよりも保険料が割安になります。

※団体扱とは、中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
※中央会が事前に認めた会員組合に所属する組員(法人または個人事業主)、および当該組員事業所に勤務する役員・従業員が対象となります。
※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。
※詳細は、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり一約款」および大阪府中小企業団体中央会の「退職金共済規程」等を必ずご覧ください。

特定退職金共済制度

〈実施団体〉大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

〈引受保険会社〉大樹生命保険株式会社

〈お問い合わせ〉大樹生命保険株式会社 大阪支社
〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 5階 ☎06-6225-0811

オーナーズプラン・パートナーズプラン

〈お問い合わせ〉大阪府中小企業団体中央会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか6階
☎06-6947-4370

大樹-KB-2022-903 K-2023-1002(2023.4)

保険期間	7月1日～1年間
加入日	毎月1日

大阪府中小企業団体中央会 経営者・従業員総合補償制度

(傷害総合保険・所得補償保険)

まい・どりーむ

※「まい・どりーむ」は、大阪府中小企業団体中央会の「経営者・従業員総合補償制度」のペット・ネームです。

ライフスタイルに合わせて選べる保険

団体割引
20%

過去の損害率による割増20%



傷害総合保険

天災危険補償タイプを選べば
万一の地震・噴火等によるケガも補償されます。

- 保険料月々1,300円からのケガの補償
- 「仕事のみ補償」「24時間補償」など多彩なバリエーションをご用意
- 入院・通院とも1日目から補償



所得補償保険

休業補償の決定版!

- 病気・ケガが原因の就業不能中の所得を補償
- 補償の期間が最長1年間の安心補償
- 入院中はもちろん医師の指示に基づく自宅療養中も補償



保険期間

2024年7月1日～
2025年7月1日

※保険期間の途中でのご加入いただけます。



中小企業の
福利厚生にぴったり



健康保険、労災、生命保険
などとは別にお支払い

※この広告は商品の概要を紹介したものです。詳しい内容につきましては、パンフレットをご覧ください。または下記【お問い合わせ先】にご連絡ください。

普及推進保険会社

損害保険ジャパン株式会社
TEL:06-6449-1050

三井住友海上火災保険株式会社
TEL:06-6233-1536

東京海上日動火災保険株式会社
TEL:06-6910-5564

お問い合わせ先

団体窓口
大阪府中小企業団体中央会 総務部

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6947-4370～4371

幹事取扱代理店
大阪中央合同会社

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドームおおさか6階
TEL 06-6949-4371

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部 第一課
〒550-8577 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL 06-6449-1050

SJ23-01303 2023年5月8日作成

各種
共済制度

新発売

インターネットのリスクに備える

情報セキュリティサポート保険制度



情報化社会をとりまく新たなリスクから、貴社をお守りいたします。

ウイルス感染のおそれの際の調査や、
改正個人情報保護法対応にも活用可能!

特1長

充実した補償



万一の情報漏えいや外部からのサイバー攻撃の発生時など、またはそのおそれがある際に、損害賠償や事故対応にかかる一連の費用を、しっかりと補償します。

賠償責任の補償

+

対応費用の補償

これが大事!

感染したパソコンの調査費用
再発防止にかかる費用
など

さらに、各種のオプション補償をご用意しております。

特2長

もしもの時に頼れるサービス



万一の事故発生時にも、安心して対応を進めていただくことができます。

緊急時に何をすべきかわからない

対応する要員やノウハウがない

事故発生時の相談サービス

+

一連の対応を支援するサービス

最大で60%以上の割引を適用^(※)

※セキュリティ対策確認シートの提出による割引を適用した場合

詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とするサイバー保険団体契約の概要を説明したものです。

【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

大阪金融公務部第一課

住所: 大阪市西区江戸堀1-11-4

TEL: 06-6449-1050(平日午前9時から午後5時まで)

【募集文書作成担当店】

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3820

<受付時間> 平日: 午前9時から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

主取扱代理店

TEL: 06-6949-4371(平日午前9時30分から午後5時まで)

大阪中央合同会社

住所: 大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階

担当: 岡部

(SJ23-14785 2024.02.08)

全国中小企業団体中央会の



お得な保険制度をご存じですか？

ご存じですか？

「ビジネスJネクスト」

— 業務災害補償保険 —



保険料の
割引

最大約**58%**割引※

※被保険者数割引20%、損害率による割引30%、リスク診断割引25%を適用した場合
(リスク診断割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

ご存じですか？

「ビジネス総合保険制度」

— 企業総合賠償責任保険 —



保険料の
割引

最大約**28%**割引※

※スケールメリットによる割引10%、リスク状況による割引20%を適用した場合
(リスク状況による割引は、告知内容によっては適用されない場合がございます。)

※このチラシは、ビジネスJネクストとビジネス総合保険制度の「リスク状況による割引」の概要をご説明したものです。
詳細は『商品パンフレット』等をご覧ください。またご不明な点については担当者までお問い合わせください。

代理店・扱者

大阪中央合同会社

住所：大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6階

TEL：06-6949-4371

FAX：06-6949-4372

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 大阪北支店 大阪北第三支社

住所：大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル14F

TEL：06-6229-3269

FAX：06-6229-3284

2020.7/AYG11/D

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会会員の皆さまへ

業務災害補償制度

(事業活動総合保険)

近年、過労死や心の病による労災請求が急増
企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています!



使用者責任を問われる 可能性があります

労働契約法 第5条【平成20年3月1日施行】において、安全配慮義務の明文化がなされました。

補償(賠償)額が高額になります

労災保険では、「慰謝料」について補償されません。

参考データ 高額民事損害賠償事例

※損保ジャパン調べ

判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成 6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成 8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

業務災害補償制度の特長

個別で加入するより最大30%~割安^(※1)

POINT 1

全国中小企業団体中央会の
スケールメリットにより、
低廉な保険料を実現

POINT 2

「使用者賠償責任保険」
を標準セット

1事故あたり最高**5億円**
までの労災賠償に備える

POINT 3

政府労災保険の
認定を待たずに
保険金の支払いが可能

POINT 4

保険料は
売上高で算出
できます

保険期間 2024年10月1日~1年間(中途加入は毎月受付中)

本内容は業務災害補償制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
(※1) 団体契約のスケールメリットを生かした多数割引30%に加え、加入者ごとに業種・売上高規模に応じた個別の割引率が適用されます。

お問い合わせ先

〈引受保険会社〉
損害保険ジャパン株式会社
大阪金融公務部第一課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:06-6449-1050 FAX:06-6449-1388
(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

〈取扱代理店〉
大阪中央合同会社
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5
マイドーム大阪6F
TEL:06-6949-4371

保険契約者 全国中小企業団体中央会
制度推進 大阪府中小企業団体中央会
TEL:06-6947-4370

SJ24-08931 (2024年10月15日作成)

2023年1月1日以降始期契約用

大阪府中央会会員組合の企業・従業員の皆さまへ！



集団扱自動車保険 制度のご案内



集団扱の3つのメリット

メリット1

集団扱は保険料がおトク！

一般分割
口座振替 12回払

7,490円
(月払保険料)
年間保険料
89,880円



集団扱 12回払

7,140円
(月払保険料)
年間保険料
85,680円

月々
- 350円



年間保険料では
4,200円もおトク！



『GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）』 保険料例の試算条件（1年契約の場合）

- 始期日：2023年1月1日 ■ 初度登録：2020年12月 ■ 記名被保険者：個人<35才> ■ ゴールド免許割引適用 ■ 日常・レジャー使用
- 自家用普通乗用車 ■ 型式別料率クラス：車両7・対人・自損9・対物9・傷害9 ■ 11等級 ■ 事故有係数適用期間：0年 ■ 35才以上補償
- 対人賠償保険：無制限 ■ 対物賠償保険：無制限（免責金額：なし） ■ 対物超過修理費用特約：あり
- 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約：あり ■ 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約：あり
- 人身傷害保険：5,000万円（自動車事故特約をセット） ■ 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり
- 傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり ■ 車両保険：あり（一般補償、保険金額：100万円、免責金額：0-10万円）
- 全損時諸費用特約：あり ■ ロードサービス費用特約：あり ■ 新車割引：適用 ■ 車両保険無過失事故特約：あり
- 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約：あり（傷害定額払保険金額：300万円）

メリット2

ご契約時に現金は不要

保険料は保険始期月の2か月後から口座引落としになりますので、現金のご用意は必要ありません。しかも集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。



メリット3

等級の継承が可能

無事故によるノンフリート等級を引き継ぐことが出来ます。

※一部等級が継承できない共済がございます。



- このチラシは集団扱自動車保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレット等をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店までお問い合わせください。
- お見積りをご希望の方は担当者にお知らせください。

大樹生命保険株式会社

- 大阪支社 (TEL)06-6225-0811 大阪府中央部など担当
- 南大阪支社 (TEL)06-6621-2531 大阪府南部など担当
- 北大阪支社 (TEL)072-644-2352 大阪府北部など担当

各種
共済制度

大阪府中小企業団体中央会の主な行事予定

<p>2月 4日(火)</p>	<p>行事 令和6年度 第2回共済事業セミナー 異業種交流会 講師：経済ジャーナリスト 渋谷 和宏氏 テーマ：「100年に1度の激変、2025年の日本経済の行方と輝く企業・輝く経営者とは？」</p> <p>ところ シティプラザ大阪 2階</p> <p>詳細 https://www.maido.or.jp/20241106_01/</p>
<p>2月 12日(水) 3月 12日(水)</p>	<p>行事 中小企業のための無料法律相談会・無料労務経営相談会</p> <p>ところ マイドームおおさか 6階</p> <p>詳細 https://www.maido.or.jp/chuokaiannai/jisshijigyo-nav/houritusoudannkai/</p> 
<p>10月 25日(金) ～令和7年 2月 18日(火)</p>	<p>行事 「中小企業組合運営指導事業」 Web研修会</p> <p>詳細 https://www.maido.or.jp/2024_uneisidou/</p> 

大阪府中央会WEBサイトでは以下の情報を随時更新しています

【大阪府中央会の主な実施事業】

<https://www.maido.or.jp/media/事業実施報告/>



【セミナー・イベント情報】

https://www.maido.or.jp/news/news_category02/



メール情報配信サービスのご案内

中小企業及び中小企業組合の皆様にも、中央会からのお知らせや中小企業施策など経営に役立つ情報をメールでいち早くお知らせしています。

ご登録はこちらから →



価格 一部400円(消費税込)

発行所 大阪府中小企業団体中央会

大阪市中央区本町橋2番5号
 マイドームおおさか6階
 TEL (06) 6947-4370
 FAX (06) 6947-4374

編集兼発行人 柴田 昌幸

印刷所 株式会社 関西共同印刷所

大阪市北区大淀中3丁目15-5
 TEL (06) 6453-2564(代)